

ゆうあいセンター 専門家メール相談 よくある質問と回答（相談記録） 2016 (H28) ～2025 (R7) 年度

【法律相談】

Q 1. ～Q28.にて法律相談の対応記録を掲載しておりましたが、法律相談には、相談者と相手の利害の衝突等の内容が多分に含まれるものが多く寄せられます。何も知らない第三者だけが見るのであれば問題ないのですが、具体的な相談内容になりがちなため相談者やその相手方や関係者であれば、自分が関与している事案だと分かります。相談者自身やその相手方や関係者から見ると、相談をしたこと自体を知られたくないとか、相手方に手の内を知られたくないとか、様々に不都合な情報を提供する事になりかねないため相談対応記録を公開する事をひとまず中止しております。一般的なFAQは様々なところで公開されているため、今後どのようなものにするか検討中です。

【会計相談】

Q29. 代表理事と事務局を担っている理事に事務作業費を支給したいのですが、作業時間で見た場合、最低賃金以下の金額の為、役員報酬として支給したいと考えています。

定款では役員報酬（支給するか否かや報酬額）を理事会で議決する事になっており、役員報酬を議決する理事会は5月に開催します。

事業年度は4月に始まりますので4月から支給したいのですが、5月の理事会で議決するため

①理事会議決後の支給となり、定期同額で毎月支給とはいえ、6月に3ヶ月分支給する形になりますが問題が有りますでしょうか？（7月からは毎月定期同額支給）

②定期同額支給の役員報酬は税務署への届出は不要と聞きましたが、税法上は「給与所得」として扱われると聞きました。金額として年間、代表理事が24万円、事務局担当理事が60万円の支給を予定していますが、何処かへの届け出が必要でしょうか？

③役員報酬としての扱いが届け出等で煩雑になるようであれば、事務作業を業務委託と出来ないかと考えています。代表理事や理事が自法人の事務作業を業務委託する事が可能でしょうか？

④全体として、最低賃金以下の金額の事務作業費を、代表理事や役員に支給したい場合の最も良い方法をご教示いただきたいです。

A29. ①②NPO法と税法での職員給与か理事報酬（税法では役員報酬）か捉え方が同一でないところがあるのですが、代表理事であればどちらについても理事報酬の認識になります。つまり現場作業をしたとしても支給のすべてが理事報酬ですので、その点では最低賃金を考慮する必要はそもそもないことになります。NPO会計上、役員報酬を給与手当に含めて表示することが認められておりますが、これは表示上の措置であり、役員報酬として認識することには変わりはありません。

次に、先に「定期同額」ですが、これは税法上の要請であり、内容としては定期同額で支給しないといけない、ではなく、定期同額外で支給するのも法人判断であるが、定期同額外の支給は収益事業の損金として認めません、というものです。よって、NPO法人で、収益事業をしている部分の会計についてはこれを意識する必要があります。収益事業を行っていないければ定期同額を意識する必要はありません。

また、税法上の定期同額は、株式会社でいえば定時株主総会で決議し、その翌月から翌定時株主総会月まで継続します。よって4月に遡ってということではできません（定時総会で決議できるのはこれからのことです）

ので)。

定款上、理事会で決議とありますが、収益事業を行っているなら、定時総会で決定し、翌月からの同額支給が取り扱いとなります。収益事業を行っていないければ、税法の要請はありません(そもそも否認する部分がない)ので定款に従い、理事会決議でよいかと思えます。その場合でも4月に遡ってというのは例外的ですので、やはり理事会での決定の翌月からにされた方がよいかと思えます。

最後に給与所得の件はそのとおりです。上記は法人税の話で、支給されるものは役員報酬でも給料手当でも所得税法上の「給与所得」になります。毎月の給与計算をして乙欄など所得税が生じることがあれば所得税の徴収をしたり、年末調整をしたり、源泉徴収票を発行して渡したり、税務署への納付があれば納付をしたりなど、一連の手続きは職員さんと同じ取り扱いになります。24万、60万の支給で年間税額が生じないから法人として何もしなくてよいではないことにご注意ください。そのうえで役員報酬であるから何かの届けが必要とかいうものはありません(税法上の収益事業のなかで、定期同額外支給を予定する場合、税務署に届けがあればそれも損金と認められる届がありますが、ここでは割愛します)。

③非常に回答が難しいところです。というのも、その手続き自体は可能で、そうしている法人さんもあります。ですが、本来給与であるか、業務委託であるかは実態に即して決定されるものです。お問合せの内容は役員の法人事務作業ですので役員報酬の方が妥当と判断します。

お伝えが難しいですが、原則役員報酬=給与の上にたち、業務委託の実態を作ることができれば業務委託とする余地があると判断した方がよいかと思えます(少なくとも確定申告をする必要がありますが、他からも業務委託を受けているなどがあれば、なお業務委託の客観性が高まります)。

以上のとおり、手続き自体可能ではありますが、税務署から指摘があれば是正があることを念頭に法人で判断していただくしかないかと思えます。

④NPO法人で最低賃金の問題はよくお聞きします。役員報酬も職員給与も支給が給与として取り扱われることには変わりはありませんが、代表理事含めた理事は雇用者側なので、労働法の適用はありません。委任契約に基づく支給ですので最低賃金を考えなくてよいかと思えます(ここは会計の領域と離れますので専門外のなかでの回答であることをご承知願います)。(令和7年度)

Q30. 事業年度が4月1日に始まり翌年3月末日に終わるNPO法人です。

3月に事業を実施し、その謝金が4月に入金されました。

① 事業実施年度の会計処理として、活動計算書には事業収益に含めて計上し、貸借対照表、財産目録には資産の部の流動資産に「未収金」として計上し資産合計にすればいいのでしょうか？

②謝金が入金された翌年度の活動計算書には特に記載せず、貸借対照表、財産目録には資産の部の流動資産に「現金預金」として計上するのでしょうか？

A30. ①はい。仕訳としては、未収金 / 事業売上(もしくは適当な収益科目)となり、事業売上が活動計算書事業収益に、未収金が貸借対照表流動資産及び財産目録に表示されます。

②はい。仕訳としては、現預金 / 未収金 となるので活動計算書に反映はありません。未収金が現預金に置き換わって貸借対照表流動資産及び財産目録に現預金が計上されるのみになります。(令和7年度)

Q31. 任意団体として長年活動してきましたが、NPO法人格取得を考えています。

①団体の資産(全て個人名義)として以下があります。

・岡南飛行場内にクラブハウス付きグライダー格納庫:土地は飛行場より賃貸、建物は鉄骨で20数年前建立、当時の建設費用1,000万強

・グライダー機3機:一機あたり2,000万円だが30年位使用しているためグライダーの耐用年数5年をゆうに超えています。

・会員から徴収した会費残金800万円(個人名義通帳)

これらを、法人設立後に個人から寄付扱いで法人に移行した場合、課税されることがあるでしょうか？また、注意すべき点がありますでしょうか？

②現在会員から年会費とは別にフライトごとに飛行負担金を徴収しています。

金額はほぼ実費弁償程度の額（維持費 18,000 円＋燃料代 2,400 円＋着陸料 1,100 円）で今まで税務申告したことはありませんが、これは税法上の収益事業にあたりますか？また、現在団体は適格請求書発行事業となっていないですが、消費税納入義務が発生しますでしょうか？

A31. ①任意団体はみなし法人としての取り扱いになるかと思いますが、不動産は個人に帰属しますので、建物については時価があれば、無償譲渡として時価をもって売却したとみなして、譲渡所得税のみなし譲渡所得税の適用が得られます。よって時価の判定が大切になります。

国税庁・減価償却資産について（耐用年数表等）▶

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

不動産以外については、みなし法人として任意団体が NPO 法人に無償譲渡もしくは寄付をしたとしてもよいかと思えます。NPO 法人は任意団体同様、収益事業をしたときに収益事業について法人税課税があります。寄付収入については検討が必要かとは思いますが、法人設立にかかる収入なので収益事業対象外としてよいかと思えます。もしくは返金義務のない基金として受け入れるかなど検討されてもよいかと思えます。

②飛行負担金については、収益事業と判断した方がよいかと思えます。採算性を度外視するのであれば収益事業といえないかもしれませんが、収支トントンであれば事業として成り立っていると判断できますので、収益規模なども踏まえて、申告をするか検討していただけたらと思えます。

消費税は適格請求書発行事業者でなければ、消費税課税売上（飛行負担金収入）が 1 千万円を超えたときに 2 年後の事業年度から課税事業者として消費税の申告が必要になります。1 千万円を超えなければ申告義務は発生しません。取引としては消費税がかかりますが、その納入義務がない取り扱いになります（つまりインボイス事業者でない領収書で、消費税を記載する必要はありません）。（令和 7 年度）

Q32. 事務仕事の報酬を時給 1,000 円で計算し、謝金として税金控除等無しで処理していましたが問題なかったでしょうか？また、訪問事業の管理の報酬（日程調整や訪問の同席など）も 15,000 円で謝金として支払う予定ですが大丈夫でしょうか？謝金で支払うのが大丈夫な場合、10.21%の源泉所得税を預かる必要はあるでしょうか？

A32. まず、お互いの認識が労働契約に基づく「給与」ではなく、業務に対する「報酬」であることを整理しておく必要があるかと思えます。

ここは、本当は実態で判断します（時間の拘束があるとか、法人の指揮命令のもと作業があるとかであれば給与の色合いが強くなります）が、互いに報酬であるとするなら、それにそった契約書を作成する、もしくは報酬として請求書を出してもらうなどして報酬業務である裏付けを強化しておくのがよいかと思えます。ご相談の件を「謝金」（報酬）の前提で考えると、「事務仕事の報酬」であれば源泉の必要のない報酬＝外注費でよいかと思えます（記帳代行業務の引き受けも源泉必要なしですので）。よって支払額が消費税込報酬額となり、源泉のない支払ですので支払調書の発行も必要ありませんが、外注費ではありますので、源泉なし、消費税込の請求書を先方に発行してもらうのがよいかと思えます。

訪問事業管理報酬についても、15,000 円が消費税込み報酬額となり、この内容だと源泉は必要ないと判断します。

一点注意が必要なのは、先の事務作業含めて管理の報酬が「コンサルタント」の領域になると源泉が必要になります。事務作業含めて法人運営のコンサルをされるのであれば源泉が必要となりますので、報酬である以上受注者・先方に事務作業の代行である点を強調した請求書を出してもらうのがよいかと思えます（時給という表現も、給与計算で使う表現ですので、時間単価に変更した方がよいかと思えます）。（令和 7 年度）

Q33. 4月1日～翌年3月31日が事業年度の特定非営利活動法人です。

障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく事業（就労継続支援B型作業所の運営等）を行っており、今年度の理事長の給与を4月に改定し40万にしました。6月に55万に変更しようと考えましたが、理事長は労働の対価と言えど役員報酬扱いとなり定期同額でないと損金として認められないと聞きました。また、定期同額だとしても通常総会にて議決しなければならないとも聞きました。損金として認められなくてもいいので毎月の給与を毎月55万に変える事はできないのでしょうか？

また、損金扱いにするため来月臨時総会を開催し、次月から毎月55万円を給与にすることはできますか？

A33. 会計の経費と税法の損金と、法人判断で考える必要があります。

まず、税法上の要件です。原則定時総会で決定した役員報酬を定時総会月の翌月から次の定時総会月まで定期同額で支給した額以外の額は、税法上の損金と認めないというものです。法人税が利益に対してかかりますが、法人は株主＝経営者の場合が多く、決算期が近づいて利益が出ているなら役員の給与を増やして利益圧縮をしようとするのを防ぐためのものです。例外規定として「事前確定届出給与」があります。これは期中に定期同額外の支給＝賞与があっても損金として認めるものですが、定時総会の承認で1カ月以内もしくは期首から4か月以内の早い方に届け出が必要など「最初に届出しておいてください」が前提にあり、やはり決算期が近づいて利益圧縮ができないようになっています。

よって、「損金扱いにするため来月臨時総会を開催し、次月から毎月55万円を給与にすることはできますか？」は、事前確定届出給与の届出期間内でこの届出をすれば損金扱いできますが、この期間を過ぎていると臨時総会での変更では認められないこととなります。この要件はあくまで法人税法上のもので、法人の判断で支給するのは問題ないが、定時総会で決定した定期同額外は損金として認めないというものです。

税法にかかるところはこの規定に縛られますが、税法の前に経費計上があります。経費計上においては、いつから、どれだけ変更しても臨時総会で決議を経れば可能となります。その点で、4月に改定しても税法上は定時総会前なので改定した額が損金として認められませんが、改定すること自体は法人判断で問題なく、その行為＝取引が会計に反映されます。

次に6月にまた変更するとすると、こちらもその行為＝取引自体可能ですが、定時総会の決議によるものではない変更分については「損金」に認められないこととなります。

よって「損金として認められなくてもよいので毎月の給与を毎月55万に変える事はできないのでしょうか？」は可能です。理屈上は役員報酬を総会で決定しますので、臨時総会決議で変更して支給することは可能です。上記のとおり、定時総会決定による定時総会月翌月からの定期同額支給外の支給は損金に認めないということです。

最後に、「児童福祉法に基づく事業」をされているとのことで、こちらは税法の収益事業外かと思います。障害者総合支援法にかかる事業は法人税法の事業ですので、収益事業と収益事業外の決算書を作成されているかと思います。上記「定期同額」支給は税法要件ですので、障害者総合支援法（収益事業）にかかる決算書においてこの縛りがあります。

まとめると、理事長の給与の変更はどの事業で計上するものでも可能です（臨時総会を経てが前提です）。ただし収益事業決算書において計上された理事長給与のうち、定時総会月の翌月からの定期同額支給でない計上については法人税の申告書のなかで損金として認めない＝否認の処理が必要、となります。（令和7年度）

Q34. 多額の遺贈寄付をいただけることになり、認定NPO法人の基準である受入寄付金の70%基準を達成できない可能性があるため、〇〇基金のような特定資産にすることを考えています。下記の5点について教えてください。

(1) 流動資産、固定資産のどちらにするべきか、何か違いがあるか。

(2) 遺贈寄付金のみで基金を作る、又はこれまでの他の寄付金等の積立分をプラスして積み立てても良いか。

(3) 取り崩しの方法について

理事会にて別途規定を作成して運用をします。基金は別口座で預金管理をし、年度末の決算で取り崩して、メイン口座へ振替する方法になるか。

(4) 事業費の仕分けについて

基金設立の時点で事業費カウントされているため、取り崩すときの仕訳や活動計算書への記載、帳簿はどのようになるか具体例を教えてください。

A34. (1) NPO 会計基準では、「流動資産又は固定資産の部において」とありますので短期的な使途であれば流動資産、1 年超使途であれば固定資産とするのが判断かと思います。

認定 NPO 法人の基準の 70% 基準の要件のところ「理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て」た特定資産である必要があるかと思いますが。この趣旨は、一定手続きを経て特定資産の使用用途を制限するものですので、逆に 1 年以内に使用する使途であることが明らかでない場合は、固定資産の方が適切かと思います（社会福祉法人では固定資産だけに計上します）。

(2) 遺贈寄付金のみで特定資産表示するのがよいです。

基準を定められているわけでないですが、特定資産の表示趣旨が「目的を明示する」ことにありますので分けた方がよいと思います。

(3) 積み立てでは別口座が必要ですが、取り崩しについては処理を考えないで直接お支払いをされたらよいかと思います。収支計算書であれば取り崩しが収支に反映するのですが、活動計算書では取り崩しはこれに反映しないので、取り崩してメイン口座に振り替えること自体が会計への影響がないからです。

(4) ここは「こう思います」までの回答となりますが、取り崩して（上記のとおりメイン口座に移動しなくても）使用したら、やはり会計上は、事業費 / 特定資産 となり事業費に計上はされるかと思いますが。

「取り崩して使用した基金の金額は、70% 基準の計算上、既に事業費カウントされていますので、使用した事業年度の事業費として重ねてカウントすることはできません」とネット上に記載されている場合がありますが、要件をみたく計算のうえで、特定資産 / 普通預金 としたとき事業費にカウントするので、取り崩して事業費 / 特定資産 としたときも計算上のカウントからは外してください、という意味かと思いますが。

(令和 7 年度)

Q35. 利用者の年間登録費を 1,800 円にして、その使い道を事務局への報酬と運営スタッフの報酬に、と考えているのですが、事務局員（1 人）に毎月 1,500 円支払うと、どのような科目になるのでしょうか。また、毎月ということで、給与扱いになるのでしょうか。

給与だと最低賃金を下回っている問題もありますし、源泉徴収票の問題も出てきます。給与扱いにせずに支払う良い方法があれば、教えてください。

また、月によって変わる運営スタッフに、月度報酬として 1,000 円支払うとすると上記の件と同様に、科目は何になるのか、給与扱いになるのか、給与扱いにしない良い方法などについて教えてください。

現在、運営スタッフには、交通費として 500 円支払いしています。

A35. 支給について、どの科目になるか（給与か報酬か旅費か）は、まずは支給実態で決まります。

この点から、お問合せいただいた事務局員や運営スタッフへの毎月 1,500 円や 1,000 円の支給をどう取り扱うかを検討すれば「給与」で取り扱うのが妥当であると考えます。

最低賃金の問題はありますが、労働法と会計計上・給与計算の在り方は別に考える必要があります。

仮に労働法として考えても月 1,500 円の支給が労働法にあてはまるかといえはあてはまらないと思います。また、給与として取り扱えば源泉徴収票の発行や市町村提出が必要になりますが、受け取った方は他に所得がなければ給与所得控除の範囲内で納税関係はないかと思いますが。

次に、他の方法ですが、一つは交通費とできるか、があろうかと思いますが。例えば年に何回かの理事会に参加に交通費を 3 千円とか支給することがあります。実際の経費より高くても社会通念上の範囲として交通費

として取り扱っています。

お問合せの件は年に何回かの理事会ではないので、いわゆる通勤費として考えた場合、通勤費の非課税枠内に沿っているかで判断するのがよいかと思えます。これでいけば、そもそも給与ではないので出し切りで終了します。ただし通勤費の非課税規定をあてはめますので、例えば車通勤の方で2キロ内の方は非課税適用がないということになります。

もう一つの方法として、報酬とすることがあります。これも実態（業務の支配関係あれば雇用として給与とされます）が重視されることを第一に捉える必要があるのですが、報酬契約を結んで、両者外注契約である共有の上支給すれば実態に寄せることにもなろうかと思えます。

雑所得の場合、給与・退職金以外の所得が20万以下であれば確定申告不要になります。交通費非課税枠の適用ができなければこちらを適用するのがよいかと思えます。

結論として、原則は給与とするところ、交通費非課税か報酬として雑所得扱い（申告の必要不必要は受給者の判断）とするかは実態をそちらに合わせていく必要があります。交通費とするなら非課税規定に沿っていることを確認のうえ交通費として支給する内規など、報酬として支給するなら報酬契約を結ぶなどそれを補強するものをつくっておく必要があろうかと思えます。（令和7年度）

Q36. 令和5年10月からインボイス登録をしました。

団体の収入として寄付や民間助成金の非課税収入と、岡山県等からの委託事業（課税事業）があります。委託事業の法人税に関しては税務署で実費弁償が認められて非課税になりました。他事業で収益事業を行っていないため、法人税は免税されています。

この場合に下記の点を教えてください。

- 1) 3月決算で10～3月に収入があった委託収入のみが消費税課税対象ですか？
- 2) 仕入税額控除の対象になるのは対象の委託事業に関連する支出のみですか？
- 3) 事業費と管理費のうち、管理費は仕入税額控除の対象になりますか？
- 4) 行政の委託事業収支報告の中に消耗品等の税込み価格に消費税も別枠で請求可能ですか？

A36. 1) 10/1 からインボイス登録でしたら、10月以降の課税売上が対象となります。課税売上が委託事業のみでしたらお問合せのとおり委託収入のみ課税売上になります。

以下の回答に連動するのですが、消費税は法人全体で計算します。法人税の対象でない講師料収入などありましたらそれも含めて課税売上とすることにご注意ください。

2) 消費税は、法人税単位で、売上については、課税売上（お問合せの場合は委託事業収入のみになるかと思えます）、非課税売上（受取利息など）、不課税売上（会費収入・補助金収入など）を把握し、仕入れについても法人全体で課税仕入（経費・固定資産購入など）と課税仕入外（非課税仕入・不課税仕入がありますがここは特に区別する必要ありません）を把握します。

次に全体で把握した課税仕入について、課税売上と課税売上＋非課税売上の割合で課税仕入をカットする計算や、課税売上と不課税売上の割合で課税仕入れをカットする計算特定収入の計算があります。両者それぞれ要件があり、また課税仕入の把握についても「個別対応方式」か「一括対応方式」かの採用の違いで計算の仕方がかわります。

ここの具体的説明は難しいところですが、ざっくりと課税仕入について法人全体で把握したうえで、課税売上（委託収入）を原資としない不課税売上をもって課税仕入に充てられているものは、課税仕入として消費税を減額することは不合理なので、全体の課税仕入れからこれをカットする計算とさせていただければです。お問合せの趣旨は「課税売上に対応する委託事業の経費だけが課税仕入になりますか？」かと思えます。結果、これに近い計算にはなるかもですが計算過程が異なります。

3) まずは法人全体で課税仕入れを把握しますので事業費・管理費・固定資産の購入なども一次的には対象となります。上記のとおりその次にこれをカットしていく作業があります。

4) 行政の判断ではありますが、消費税の納税負担を加味した積算根拠をもって委託料収入を決定するかと思いますので、消費税納税負担分の上乗せ請求はあります。

積算の理屈は、①消耗品等、課税仕入になるものは今までとおりの税込みで積算、②人件費など消費税がかからない支出について、消費税がかかると仮定した税込価額に増額して積算、③両者を合算して税込価額として請求、となります。(①は課税仕入分の請求で御社で消費税計算をしてもプラスマイナスゼロになります。②の部分は消費税がかかるとして増額して請求しないと収入には収入だけに消費税がかかるので、その分持ち出しになります。)

消費税の別枠請求について、そのとおりですが行政に対しては人件費分にかかる消費税相当額だけ消費税負担が増えるのでその分増額してください、でないといわりにくいかと思います。

以上、本則課税のお伝えです。簡易課税もしくは2割特例を採用するなら、特定収入とかの計算は不要になります。また4)の積算についても違う検討が必要になります(とはいえこの検討が難しいので、本則と仮定して積算することが多いかと思います)。(令和6年度)

Q37. NPO 法人で活動資金調達のため年に1～2回チャリティバザーを行っています。頻度が低いため現在、収益事業開始届出は提出しておりません。ただし採算を度外視して行うような事業でも実費相当額しか貰わない事業でもありません。今後このバザーの回数を増やしていきたいと思っています。

どの位の頻度になれば「継続して事業場を設けて営まれている」と判断されるのでしょうか？全ては税務署判断となるのでしょうか？

また、例えば、法人の活動資金の殆どがこのバザー収入益だった場合も開催頻度が低ければ収益事業とはならないのでしょうか？興行業に該当する演劇やコンサート等は、たとえ年に1回の公演でも相当の準備期間を要する場合、継続して事業を行っているものとされると聞きました。当法人のバザーも相当の準備を要して行っています。専門家のご判断、「継続して」の感覚をお聞きしたいです。

A37. 税務署は通知で、「年に1、2回のバザーは収益事業に該当しない」としています。

このことは、では年に3、4回バザーをしたら収益事業で税務申告が必要となるのか、ということではなく「継続して事業所を設けて営む事業」といえるかといえないかの目安として言っていると理解できます。

よって年1回でも興行など相当の準備期間を経て行うなら収益事業となります。

ではご質問のバザーの件ですが、仮に年5、6回行っても収益が年間10万円もなければ申告しない判断が多いかと思います。この点、回数と、何より収益額が大きな判断になるかと思います。

NPO 法人で収益事業を行っていないなか、バザー収入だけで税務申告をすると少なくとも均等割りが71千円、税理士に依頼すればプラスαがあります。申告したならばかかるであろうこの費用を上回る年間バザー収入が毎年継続してあるなら申告をするべきと思います。

難しいのは、毎年バザー収入の増減で今年は申告をする、今年は申告をしないというのがやりにくい事です。本来なら10万円でも収入があれば要申告と言うのが妥当ですが、毎年継続してうん十万の収益があるなら申告を「検討する」というのが現実的なところでしょうか。(令和6年度)

Q38. 先日、地元の方から当NPO法人に土地を寄付したいとの申し出がありました。税法上どのようになるのか教えていただきたいです。また認定NPO法人だと控除等もあると思いますが違いがあれば教えてください。

A38. まず、土地譲渡の原則として、法人の形態にかかわらず、個人が法人に土地を寄付した場合、個人に対して「みなし譲渡所得税」がかかります。これは譲渡価額が時価より著しく低い価額(時価の1/2未満が著しく低いと判断されます)で譲渡した場合、時価をもって譲渡したとみなして譲渡所得税がかかるのです。寄付の場合は、譲渡価額ゼロですので「著しく低い」に該当します。つまり、寄付者個人に対して「みなし譲渡所得税」がかかることとなります。

次に法人の側ですが、こちらは寄付を受けるので、仕訳としては「土地/土地受贈益」が計上されます。

問題は受贈益に対して収益事業課税があるかというところになります。収益事業にかかる土地の寄付を受けた場合、その寄付金収入に対しても収益事業課税があるかどうかのポイントになりますが、以下国税局照会の回答があります。

「公益法人に対して（NPO 法人も公益法人）収益事業に使用する土地の贈与であっても、この贈与は収益・経費を補填する類のものではないので、当該受贈益は収益事業にかかる収益に該当しない」

よって、結論として以下のとおりになるかと思えます。

①寄付者個人は時価で売却して寄付したとして譲渡所得税申告が必要

②法人は会計上、受贈益を計上する。これについて、税務申告上で減算する（なかったことにします）。

これに対して、認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人の場合、所轄庁に承認されれば、寄付者個人の「みなし譲渡所得税」を非課税とする措置が取られる「場合」があります。

認定・特例認定の NPO 法人となり、寄付の実行の前に所轄税務署に出向いて、要件を満たすか（法人側の組織の要件や、寄付する不動産の要件があります）、必要な申請書類を用意し「提出すればあとは受付ます」というところまで事前根回しをしたうえで寄付を実行する必要があります。適用されない場合もあり、なかなかハードルは高そうです。寄付を受ける側が認定・特例認定 NPO 法人であるなら申請の価値はあろうかと思えます。ただ要件が細かいので具体的なところを税理士と詰めて、かつ税理士主導で所轄税務署と協議してもらう方がよいかもしれません。

課税問題を避けるのであれば、土地所有者が法人に無償で賃貸する、という方がよいかと思えます。

更に、土地の所有者が変わる＝登記の変更があるなどすれば、不動産取得税などの課税があります。

（令和 6 年度）

Q39. 就労継続支援 B 型事業者の法人です。利用者の送迎などに使っている車のことで質問です。

車はリース（6 年）で、代表である理事長の個人名義で、支払いも理事長個人がしています。リース終了時、法人名義、法人支払いでの買取を検討していますが、可能でしょうか？

リース先に確認したところ、リース期間途中での法人名義変更は可能とのことでした。

カーリースの場合、車の所有者はリース会社で契約者は固定資産として計上する必要はなく、毎月のリース費用を、全額その事業年度の経費として計上し、複雑な減価償却費の計算をする手間が省けると思いますが、リース終了後に買い上げた場合、その取得価額とその後の償却方法について、法人税法上、どのように取り扱われることになるのか教えてください。

A39. 就労継続支援 B 型事業者でしたら法人税、場合によっては消費税の申告があろうかと思えます。

よって、税法に従い適切に処理する必要があります。リース途中もしくは終了の時に買い取りできるかは契約が判断になります。よってリース会社が OK すれば大丈夫かと思えます。

税法の取り扱いは、この場合、中古資産の購入になります。次の段階で考えていただければです。

①取得価額：買取価額が取得価額です。実務においてはリース料の精算などで相殺があったりすれば相殺前の買取価額で計上します。30 万未満であれば少額減価償却資産として即時償却できます。30 万以上であれば固定資産計上します。もしくは少額減価償却資産としないで 10 万以上で固定資産計上も可能です。

②固定資産計上した場合の耐用年数：新車の法定耐用年数 6 年を経過して購入かと思えます。その場合法定耐用年数 6 年×20%＝1.2 年→2 年が法定耐用年数となります。特に税務署に耐用年数の選択の届を出していなければ定率法が計算します。購入時からの月数案分となります。（令和 6 年度）

Q40. 決算の申告では「債務免除益」の勘定科目を使用致しました。NPO 法人会計基準の勘定科目の一覧には「債務免除益」がありません。事業報告書上は、新しく「債務免除益」の勘定科目を作成し計上してもよろしいのでしょうか？もしくは「雑収入」で処理しても大丈夫なのでしょうでしょうか？

A40. ご質問のとおり活動計算書の経常外収益（固定資産売却益とか計上する、会社でいえば特別利益の部です）

で、「債務免除益」をつくって使用するのがよいかと思います。通常の事業のなかで発生するものではないので「雑収入」にはしない方がよいです。

なお、収益事業を行ってれば、念のため課税問題も検討しておくのがよいかと思います。非収益事業で計上すればよいですが、事実関係も判断になりますので。(令和6年度)

Q41. 活動計算書の科目について、車両運搬具、借入金は、どのように記載したらよいですか。借入金により車両運搬具を購入しましたが、車両運搬具の取得金額を記載しないで減価償却費を記入した場合、貸借対照表と収支が合わなくなります。

A41. 順番に整理したいと思います。

①借入金の借入と車両の購入仕分

普通預金（貸借対照表） / 借入金（貸借対照表）

車両及び運搬具（貸借対照表） / 普通預金（貸借対照表）

上段では借入額が貸借対照表負債の部に、下段では貸借対照表の資産の部に車両運搬具取得価額で表示されます。

②減価償却費の計上仕分

減価償却費（活動計算書） / 車両運搬具（貸借対照表）

以上により、減価償却費が活動計算書に表示され、同額が車両運搬具で減額された結果で貸借対照表に表示されます。

収支と合わないとのことですが、事業活動計算書は損益計算書同様、減価償却費の計上などで表されるようにNPO活動の効果（収益）と対応するコスト（費用）の対比の結果の効果（利益）を示すことを目的としており、収支を示す構造になっておりません。貸借対照表及び活動計算書は仕分の結果作成される点で、貸借対照表と活動計算書の次期繰越正味財産額が連動しますが、収支としての連動はありません。(令和6年度)

Q42. 教育イベントの開催費用をクラウドファンディングで資金調達しています。入場チケットをそのリターンに設定していますが、支援者は寄付金税額控除が受けられますか？または、リターンのチケットを受け取る人は「対価」を受け取る事になり控除は受けられませんか？また、クラウドファンディングで得た収入は事業収入になりますか？

スポンサーが、販売して資金調達に充てる様にと記念品を作成し寄付してくださいました。寄付物品の科目は何で処理するのでしょうか？また、これを販売して得た収入は事業収入となるのでしょうか？

A42. ご相談について、クラウドファンディングを受けるNPO法人が認定なのか、クラウドファンディングが寄付型なのか購入型なのか、教育イベントが税法上の収益事業に該当しない取り扱いで問題ないか、などそれぞれでフィルターを通す必要がありますので、順番に整理したいと思います。

まずその教育イベントが税法上の収益事業に該当するかどうかですが、表示からすると該当しないと思われます。ただし、法人がイベント事業を展開し、教育イベントも法人のイベント活動の一環であるなら税法上の「請負業」などに該当する可能性もあります。一方、法人が教育活動を行っており、その教育イベントがその全国大会的なものであるなら同業者団体の大会として収益事業に該当しないと思います。ここで法人税の対象となるかならないかのフィルターがあります。

次に、クラウドファンディングが寄付型か購入型かの判断があります。購入型を簡単に言いますと、商品開発に寄付を募り商品開発が成功したなら対価として商品を返礼しますというもので、性質的には販売と捉えることができ、その場合、事業収入で計上するのが妥当になります。

一方で寄付型は、純粹に寄付の要素が強く、返礼があってもそれは他に売却できたりしないお礼的なものになります。今回お問合せのイベントチケットの返礼はお礼的要素といえますので、寄付型ととらえてよいのではと思います。そうするとNPO法人としては「寄付金収入」で計上します。

この寄付型に該当するなら、寄付金の収入ですので、NPO 法人が認定 NPO 法人であるなら、寄付金控除の証明書を発行通知することで寄付をした方は寄付金控除を受けられます。リターンのチケットはお礼ですのでこれを受け取ったから寄付金控除が受けられないとかはありません。

最後に、スポンサーが記念品を寄付し、それを販売にあてる件ですが、記念品の寄付は現物寄付収入として価値を見積もり「受取寄付金収入」で計上します。価値の見積りが困難でしたら計上までしなくてもよいと思います。次にこれを販売した収入ですが、これは販売ですので「事業収入」が妥当と考えます。ただし法人活動のなかで頻度と金額が大きくなければ雑収益でもよいのではないのでしょうか。(令和 6 年度)

Q43. 当団体で実施する様々な交流イベントで、参加ご家族の写真をスタッフが撮影しています。インターネット上に写真データをアップロードして、希望する写真があれば 1 枚 50~100 円ほどで販売を考えています。利益としては 1 枚 20~30 円ほどで、年間で多くても 100 枚が売れるかなという予測です。

この場合の利益分に関してはスタッフが写真を撮影したりする事務手数料だとしても収益事業としてみなされ、雑収入などとしての形状は難しいでしょうか。NPO 法人としての収益事業になる場合は、撮影するスタッフ（個人事業主）に販売価格を指定してサービス登録をしてもらい、利益分は個人事業主の収益にしてもらおうと考えています。撮影は勤務時間内で行い、アップロードや ID などの発行は個人事業、参加者への ID 通知は勤務時間のイメージです。何か会計上で気になる点等ございましたら教えていただきたいです。

A43. 収益事業であるかどうかでいえば販売ですので収益事業「的」とは思います。団体内部での販売なら収益性は薄いですが、交流イベントでの販売となるとある意味バザーと同じ位置づけになるかと思います。

ですが、収益事業要件として、「継続して事業所を設けて行う」があり、要は商売として成り立つものかどうかの判断があります。こちらでみますと、100 円の販売として 100 枚でも 1 万円ですので、これだけで捉えると実務上収益事業としないでもよいかと思います。

既に収益事業申告があるのであれば、収益事業に含めることの検討は必要かと思います。雑収入に計上してもそれが収益事業のなかでの雑収入になります。仮にこれを収益事業に含めたとしてもかかる経費（人件費や印刷費用など）も収益事業に含めると利益はない、むしろマイナスの加算になるかと思いますが、これを含めることに余計な手間もないかと思います。

総括として、収益事業申告をしているなら、これも（収入・経費ともに）含めて、かつ利益の追加にならない申告とする。収益事業をしていないなら、これだけをもって申告しない、でよいかと思います。

(令和 6 年度)

Q44. 国際交流イベントの収支の会計処理について教えてください。

①入場券やオンライン視聴券のリターンありのクラウドファンディングで得た資金の科目は？

②リターンの有無に関係なく支援金の合計額がクラファン業者より入金され、イベントの収支報告書では一括して受取寄付金としているのですが、仕分けはした方がよいのでしょうか？

③スポンサーから単価価値 2,000 円の記念品を 200 個寄付していただき法人で販売しました。物品寄付として処理する場合の科目は何になるのでしょうか。

④記念品は売れた数だけ事業収入とするのでしょうか？イベント当日は 2 枚のみの売り上げでした。

⑤記念品が売れ残り寄贈する場合、スポンサーからの寄付額は一個 2,000 円として販売分のみの記載でよいのでしょうか？又は売れてはじめて計上するから、寄付された時点ではどのぐらいの価値というのは記載しないのでしょうか？

⑥展示ブースを設置しました。ブース代の費目は何になりますか？

⑦クラファンと展示ブース代支払いの線引きはどのようにすればよいのでしょうか？

⑧ブース代はクラファンから得た資金を充てますが、法人が立て替えて支払い、クラファン業者から入金後法人に返金します。この流れを会計報告書にはどのように記載したらよいのでしょうか？

⑨法人に返金した際の受取書などが必要でしょうか。

A44. ①クラウドファンディング業者へ支払う費目のことであれば管理費：支払手数料でよいかと思います。

②NPO 法人としての勘定科目は、収支報告書の科目のとおりどちらも「受取寄付金」になろうかと思います。判断として、リターンありが実質販売対価といえるようなリターンであれば税務申告の必要が生じます。そのために受取寄付金のなかで科目をわけると、リターンありの部分「売上」にするかが必要になりますが、今回のリターンは当日入場券や視聴券であり、対価とはいえ国際交流イベントという事業自体税法上の収益事業と判断しなくてよいと思われるものの事業ですので、この区分けも必要ないと思います。

③④2段階で考えます。

A) まず物品寄付収入は、貯蔵品 / 資産受贈益 ××× とします。現物なのでお金の動きはありません。

B) 次に販売したときに、現金 / 貯蔵品 ××× となります。この原則があるところ、実態にどう修正するかになります。つまり、A) ではお金の動きがないので重要性を鑑み計上しない判断もありますが、総額 400,000 円の価値のあるものを受け取っているの、やはり A) のとおり計上すべきかと思います。もし A) を計上しない判断をすれば、お金の動きのある B) だけ計上し、その場合貯蔵品が「事業収益」になろうかと思います。

原則とおり A) B) でいくなれば、売れ残りが貯蔵品として残ったままとなり、それが正しいとなります。

⑤上記③④の流れで、寄贈された時点で 貯蔵品 / 資産受贈益 が計上され、貸借対照表に貯蔵品という記録が残ることになります。今後販売が難しくなればこれを寄贈するなら、貯蔵品を寄贈する扱いになりますので、支払寄付金 / 貯蔵品 を計上し、借方で経費計上、貸方で貯蔵品を減額する処理をします。これにより、法人に記念品が残っている分だけ貸借対照表貯蔵品が記録されることになります。

⑥通常の会計ですと「広告宣伝費」となるところですが、NPO 法人の場合「事業費賃借料」がよいと思います。無償使用でないので注記の必要はありません。

⑦クラファンと展示ブース代の支払いが請求書とかでわからない、ということでしょうか？ 実際に場所をかりているか（賃借料）、クラウドファンディングをする費用か（支払手数料）で判断しますので、請求書で内容がわかれば請求書に沿って、わかれていなければどちらかに、になるかと思います。

クラウドファンディング収入とブース代の支払いが相殺されている場合の区分けであるなら、相殺前で収入は寄付金収入、ブース代は賃借料で計上します。

⑧⑨会計では先に入金した額を「立替金」で計上し（立替金 / 現金）、入金確定後の引き出しで、立替金の回収となります（現金 / 立替金）。当日の現金支払い（寄付）が NPO 法人に支払われるとのことですので、その時に 現金 / 受取寄付金 を計上します。クラウドファンディングへの入金と出金については、この取引をクラファン業者がするのでなく NPO 法人とするなら、引き出しの手続きをした人と受け取る人が同じですので、受取書という形式よりその手続きをする記録（入金時、出金時の伺い書で手続きをした人の名前を記載し、それを理事長とかがチェックしたことがわかるもの）とした方がよいと思います。

（令和 6 年度）

Q45. ボランティア参加者による活動を、ボランティア受入評価益・ボランティア評価費用として活動計算書に反映させる場合の①活動計算書②注記の記載は下記で合っていますでしょうか

①活動計算書

経常収益→受取寄付金→ボランティア受入評価益に金額記載

経常費用→事業費→人件費→ボランティア評価費用に金額記載

ボランティア受入評価益＝ボランティア評価費用 同額でプラスマイナスゼロ

②注記

重要な会計方針→ボランティアによる役務の提供→ボランティアによる役務の提供は

「活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として【内容】【金額】

【算定方法】を記載

【計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2011 年 11 月 20 日 NPO 法人会計基準協議会）によっています。】という文章を冒頭に記述するようですが、当法人の会計基準がこれに準じているのかよく分かりません。

A45. ①活動計算書

はい。ご質問のとおりでボランティア受入評価益とボランティア評価費用が同額で計上され、プラスマイナスゼロになります。

②注記

【重要な会計方針】で「ボランティアによる役務の提供の会計処理」の項目を設け、活動計算書に計上した場合は、「ボランティアによる役務の提供は活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は、「活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」に記載しています。」

と記載し、加えて【内容（〇〇、〇名×〇日）】【金額（活動計算書に計上する額）】【算定方法（単価は〇〇地区最低賃金によって算定しています。）】を記載します。

活動計算書に計上しない場合は、上記前段を削除します。

*ボランティアによる役務の提供は、財務諸表の表示を行わないことも認められます。行う場合は注記する方法と、注記のうえ活動計算書に計上する方法があります。

「NPO 法人会計基準」によっているかどうかは、これに従っているかが判断になります。活動計算書の表示がある点や、NPO 法人会計基準による注記の記載をしているかで判断するのがよいと思います。また NPO 法人会計基準は、強制適用ではなく、できる範囲でこの基準を採用したらよいと位置づけています。（その意味でボランティア受入評価益・評価費用は採用するなら規定どおりに、採用しないなら計上も記載もしないということになります）。(2023 年度)

Q46. <年度を跨ぐ会計処理について>

「圃場管理費」という名目で当 NPO 法人が運営するブドウ圃場の管理に携わった複数名に支出しており一部の方には前年度内に会計処理をして領収書を頂き、残りの方には今年度に会計処理して領収書を頂くこととなります。

特定非営利活動の事業では前年度会計として処理をして財務諸表に記載した方が良いのか、それとも会計処理をした年度（領収書の日付）で分けて財務諸表に記載した方が良いのか、どちらでしょうか？発生主義・現金主義・実現主義など会計処理にはあるようですが。

A46. 発生主義で考えるものとなります。

発生主義会計では、領収書受領の日付が前年を超えても、前年にかかる管理費の支払い（取引）であれば前年度で計上します。

仕訳では、管理費 / 未払金 ××× で計上します（未払金計上のため、領収書受領日が以後になっても問題ありません）。

前年の会計処理になるだけですので、特に今までの様式で管理費に追加計上するだけではありませんが、以上の仕分を反映して貸借対照表の負債の部で「未払金」が追加計上されます。(2023 年度)

Q47. 法人が理事長から借家している土地建物があります。その隣の土地を寄付金で購入しました。

法人の建物を建てる予定での購入でしたが、銀行の融資が受けられない為、理事長の土地建物と法人の土地を等価交換し、リフォームしてニーズに応えようと思いますが、法人税法的に問題がありますか。

A47. 一般論としての税法の取り扱いに加え、公益法人に適用できる取り扱いがあります。適用のご判断は個々で願います。

ご懸念のとおり、まず不動産を交換した場合、原則としては互いにそれを売却したとして個人（理事長）に対しては譲渡所得課税、法人に対しては売却益が利益に含まれた結果の法人税課税があります。

一方で、一定の要件を満たす交換の場合は、個人・法人それぞれに対して特例があります。

法人税・所得税それぞれの規定に基づく特例ではありますが、ほぼ条件は同じです。以下一部です。

- ①交換資産は互いに土地同士または建物同士であるなど、同じ種類であること
- ②譲渡資産は1年以上所有したもので、取得資産は相手が1年以上所有し、かつ交換を意図して取得したものでないこと
- ③交換直前の用途と同じ用途に使用すること（土地の場合は宅地であるなど幅は広いです）
- ④交換譲渡資産と交換取得資産の時価差額が20%以内であること

以上、要件を満たした場合、個人は一定の資料を添付して確定申告をします。法人は、一定の資料を添付して法人税申告をします。

また、公益法人であるNPO法人の場合、収益事業に使用していない不動産の売却については収益事業の対象とならない判断があります。

まず、課税があるか、ある場合は、互いの資産の現在時価（税法視点での時価です）について把握し、交換要件を満たしているか確認していきます。最終的には、理事長の確定申告と法人の法人税申告まで事前にシミュレーションしておく必要があるかと思います。（2023年度）

Q48. 非営利の任意団体主催で、研修会を開催します。

講師は個人の方で、謝礼金3万円・交通費2万円を助成金から支払う場合、主催者側が予め源泉徴収して、税務署に税を納めるということをしなさいといけないのでしょうか？もしその必要がある場合は、必要書類は、領収書のみで良いのでしょうか？

A48. 講演などで講師に講師料を支払う場合、支払う際に所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付することになっています。これが源泉徴収制度です。

支払額が100万円を超えない講演料については、源泉所得税は支払額の10.21%で、5万円を謝金として支払う場合、5,105円が源泉所得税となります。

講師へは50,000-5,105=44,895円を支払い、受取額44,895円の領収証を受け取り、「但し源泉所得税5,105円除く」と追加で記載されるとよいかと思います。

源泉徴収した所得税は、翌月10日までに税務署にある「所得税徴収高計算書(納付書)」に報酬金額50,000円と源泉所得額5,105円を記載して最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付しなければなりません。

講師料を支払った月の翌月10日までに納付がなければ、不納付加算税や延滞税が発生しますのでご注意ください。（2023年度）

Q49. ①所得税の支払いをする税務署は、主催した場所にある税務署で納めればよいのでしょうか？

もしくは、全国どこの税務署で納めても良いのでしょうか？

②もし、所得税の支払いをしなかった場合、遅延金などが発生するとのことですが、その遅延金の支払いをするのは、主催者側であり、講師の方ではないのでしょうか？

③講演、研修の講師への謝礼金は、支払い予定額に対して、所得税を除いた金額を支払うのであり、講師本人が、確定申告などでまとめて申告をするものではない。ということであってまずでしょうか？

A49. ①所得税は原則「給与等を支払う事務所などの所在地を管轄する税務署」に支払います。

多くの場合、法人事業所が給与支払事務所になるので事業所のある管轄税務署で支払います（源泉所得税はあくまで給与がメインの納付書とセットなのでこうなっています）。

②はい。まず不納付加算税が10%かかります（自主納付なら5%）。加えて納期限から実際の納付までの間に延滞税がかかります（2か月以内7.3%、それを超えると14.6%）。ただし、過去1年納付漏れがなく今回の納付が1か月以内、或いは、本税1万未満・加算税5千円未満は免除となります。

源泉は事業主が講師謝金を支払うときに徴収する義務があります（第一次徴収義務者とよみます）。事業主

が徴収して期日までに納付しなかったものに対する加算税・延滞税ですのでこれらは事業主に対してかかります。

③よいえ、講師自身も確定申告をします。事業主が徴収・納付した源泉税は仮納付とされます（給与源泉と同じ考えです）。個人は、自身の収入や人的状況により年間の所得税が決定されます。これを計算するのが確定申告ですので、確定申告において決定された年税額と先に納付された源泉所得税との精算を行います。先に第一次徴収義務者の徴収と納付があり、個人は確定申告によって精算します。（2023年度）

Q50. 個人所有の不動産（土地）の寄付をNPO法人（認定ではない）が受ける場合、不動産を売却して、売却代金を寄付したものと考えられ、不動産を時価で売却したものとして寄付者に税金がかかるとお聞きしたのですが、どうなのでしょう？
寄付先が認定NPO法人の場合だと控除等の違いがありますか？
また、この土地の使用目的によって税務上の特例等がありますか？
今後、NPO法人の会計報告に土地所有による減価償却などの報告が必要になるのでしょうか？
他、NPO法人が土地の寄付を受ける場合の問題や注意点があればご教授ください。

A50. <個人と法人の取り扱い>

まず、法人の形態にかかわらず、個人が法人に寄付をした場合、個人に対して「みなし譲渡所得税」がかかります。これは譲渡価額が時価より著しく低い（時価の1/2未満が著しく低いと判断されます）価額で譲渡した場合、時価をもって譲渡したとみなして譲渡所得税がかかります。寄付の場合は譲渡価額ゼロですので著しく低いに該当します。つまり寄付者個人に対して「みなし譲渡所得税」がかかることとなります。

次に法人の側ですが、こちらは寄付を受けるので、仕訳としては「土地／土地受贈益」が計上されます。

問題は受贈益に対して収益事業課税があるかということになります。

例えば、寄付された土地で事業を行う場合、それが障害者総合支援法にかかるものであれば、その事業は収益事業になります。

では、収益事業にかかる建物の寄付をした場合、その寄付金収入に対しても収益事業課税があるかどうかポイントになりますが、以下国税局照会の回答があります。

「公益法人に対して（NPO法人も公益法人）収益事業に使用する土地の贈与であっても、この贈与は収益・経費を補填する類のものではないので、当該受贈益は収益事業にかかる収益に該当しない」

よって、結論として以下のとおりになるかと思います。

①寄付者個人は時価で売却して寄付したとして譲渡所得税申告が必要

②法人は会計上、受贈益を計上する。これについて、税務申告上で減算する（なかったことにします）。

<土地の使用目的によって税務上の特例があるか>

法人格により取り扱いが異なる場合がありますが、NPO法人において土地の使用目的による特例は思い当たりません。ですが、固定資産税など個別に特例があったりすることや、市町村で取り扱いが異なることもありますので、個別にご確認ください。

<会計報告について>

法人貸借対照表に計上されるだけかと思えます。土地は減価しない取り扱いなので、減価償却の手続きはありません。

<土地の寄付を受けるうえでの問題点・注意点>

課税問題を避けるのであれば、法人に無償で賃貸する方がよいかと思えます。土地の所有者が変わる＝登記の変更があるなどすれば、不動産取得税などの課税があることにご注意ください。（2023年度）

Q51. 長期借入金として計上し、10年分割で返済していたモノが返済途上で残金につき返済免除で寄付していただく事になりました。この場合の会計処理（仕訳、勘定科目等）を教えてください。

A51. 勘定科目は経常外費用の欄で「債務免除益」となります。

仕訳 借方：長期借入金 / 貸方：債務免除益

債務免除の額が些少であるなら、経常収益「その他の収益」に債務免除益を計上してもよいと思います。もう一つの考えとして、一旦借入金を全額返金して同額を寄付してもらったと考えるなら以下のとおりとなります。

仕訳 長期借入金 / 現金預金
現金預金 / 受取寄付金

どちらを採用するかは、債務免除の意図を互いに確認して判断してください。

また、税務的には免除された債務（債務免除益）は益金とみなされ、課税対象となるところが原則ですが、収益事業の有無による判断がありますので、下記取り扱いをご検討のうえ処理してください。

一般論として、NPO 法人が受ける寄付金収入や補助金収入は収益事業に該当しません。

一方で法人税基本通達では「収益事業に係る収入または経費を補填するための補助金」は収益事業に該当するとしています。

よって、今回の件では債務免除益が収入補填もしくは経費補填に該当するか、が検討事項になります。

ここの疑義は慎重な判断を要するところですが、債務免除者が純粋に法人に寄付をしたいという意図があるなら、①法人として借入金を返済をする、②借入金とは無関係のところ、法人に改めて寄付をしていただく、ということをしていただき、それを上記仕訳で反映させる方がよいと思います。（2022 年度）

Q52. 犬猫の保護活動をしている団体です。

昨年、当会のシェルター敷地内にエアコン完備の小さな小屋を建築しました。

この小屋は会計上の科目は何になるのか教えてください。小屋の材料と価格は木造で 1,615,000 円です。

この場合、勘定科目は「構築物」として貸借対照表及び財産目録の固定資産に計上されますか？

決算の活動計算書の「減価償却費」に計上する額としていくら計上すればよいのでしょうか？

国税庁の減価償却資産の耐用年数表を見てもどれに該当するか解りません。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

また「エアコン完備」という事なので、エアコンと建物の内訳を聞いて分けて減価償却費を計算するべきでしょうか？

また、減価償却累計額は「注記」として記載し貸借対照表には記載しませんか？

A52. 勘定科目を建物とするかは、壁・柱・はり等の主要部分により判断するとされています。

特に、屋根があって、部屋を構成するものなら建物になろうかと思えます（プレハブ小屋も建物になります）。

一方、カーポートのように壁がないものは構築物になります。

お問い合わせいただいた小屋が、人が入ることを想定した小屋であるなら「建物」になり（壁・柱もあります）、いわゆる犬小屋であるなら「構築物」もしくは「器具備品」になろうかと思えます。

その木造小屋が、規模的にプレハブ小屋と同等のものであるなら、勘定科目「建物」、耐用年数 7 年「（耐用年数省令別表第一より簡易建物掘立造）の適用になるかと思えます。

完全に犬・猫仕様のつくりであるなら、建物とはいえ、とはいえ 100 万以上の設置であるので、「構築物」になるかと思えます。この場合、耐用年数の採用に悩むところではありますが、上記耐用年数省令別表第一構築物、「木造のもの」「飼育場」を採用すれば、同じく 7 年になります。

耐用年数 7 年のところで、上記判断に照らして建物か構築物かを判断してください。

なお、エアコンは別に科目判断するべきと思えます（10 万円以上資産計上、未満消耗品）。（2022 年度）

Q53. 理事長個人も法人の使用人として働けば NPO 法上の役員報酬にあらず、労働の対価としての給与を受けることが出来ると思いますが、理事長は税法上給与も役員報酬扱いとなり定期同額でなければ損金不算入と聞きました。

定期同額で金額を決めてしまうと赤字決算になる可能性があります。

- ① この当初決めた額を、収益に応じて期の途中で変更する事は可能でしょうか？
- ② その場合、税金が変わったり（損金不算入となったり）しますでしょうか？
- ③ また、理事長が代表取締役を務める会社への業務委託とする事は可能でしょうか？
- ④ その場合、利益相反取引となりますので特別代理人を選任すれば出来ますか？可能なのであれば、どのような手続きをするのでしょうか？

A53. 「理事長個人も法人の使用人として働けば NPO 法上の役員報酬にあらず、労働の対価としての給与を受けることができる」について、NPO 法上はそのように解釈できますが、税務上は代表者や職制上の地位を有する理事（いわゆる役付理事）は「使用人兼務役員」の取り扱いはできません。

（また、NPO 会計基準では、代表への給与は役員報酬と表示することを原則のうえ、決算書上給与手当としつつ、注記でその旨示す取り扱いも認められています）

①② 認められません。厳密には役員報酬を期中に増額や減額することは、法人は総会を通してのみ決定することができます。一方で、税法上は定時総会で決定した「定期同額給与」以外の給与は損金として認めない取り扱いをしています。これは役員報酬の操作をもって法人利益の操作することを認めないための取り扱いですが、逆に赤字の場合でも「一定の要件」を満たさなければ役員報酬を減額しても「定期同額」に反する取り扱いとなります。また、この「一定の要件」はなかなか厳しく、「経営の状況が著しく悪化」するなどが要件にあり、一時的な赤字や資金繰り状況の悪化ではこの要件を満たすことにはなりません。

結論として、貴法人が、収益事業を行っていて、理事長報酬を期中に減額した場合「定期同額」に反するとして以下の取り扱いになります。

- ・減額した金額が当初からの定期同額の報酬額として、当初額と減額後の差額を申告書上で否認
→厳密には定時総会月まではこれまでの額が定期同額として認められ、定時総会翌月から減額する前の月までの役員報酬の減額分が否認されます。一方で、給与課税に変更はありません。よって、税務上は損金を否認される一方、所得税・住民税などは既に徴収されたとおりの扱いになります（減額後は減額後の給与課税になります）。

繰り返しになりますが、法人判断として、代表者の給与を減額すること自体妨げるものではありません。よって、以上の取り扱いを踏まえて代表者の給与を減額するか、もしくはこの取扱いは税法上＝収益事業にかかる場所に適用されるので、収益事業外のところで代表者給与の減額をしても特段の影響はありません。

③④ 事実に基づいた取引があるなら可能です（逆に代表が務める法人だから取引をすることはできないということはありません）。

また、理事長個人に対しての委託料は、理事長業務とは違う理事長個人に帰属する行為（専門職など）に基づいて支払うのであれば可能です。どちらの場合も業務委託契約を締結します。

いずれにせよ、その対価が実質理事長業務であるとするなら、その支払いは役員報酬となり、上記取り扱いに従うことになります。（2022 年度）

Q54. 理事長への報酬について

NPO 法人としてフリースクールを開設し、利用時のみ利用料が発生する仕組みにし、その時の対応者へ報酬を支払いたいと考えています。

一般の職員や平理事はアルバイト的な雇用契約となり、報酬は給与として処理できると思いますが、理事長

がこの不定期な対応を行った時の報酬を定期同額で推計する事が難しいのです。

精神保健福祉士の資格を有し、カウンセリングも行います。このカウンセリング業務も含めて業務委託契約とする事は可能でしょうか？

A54. ①不定期対応について

この場合でも定期同額が求められます。よって、理事長・役付理事に対する支給については、不定期対応の年間件数を見積もりつつ、そもそも不定期対応の件数で報酬が決まる人でないという部分を上乘せして定期同額給与を決める必要があります。

この取り扱いは、税法上の収益事業にかかる部分で適用されますので、それ以外の部分ではお問い合わせの対応は可能です。

②カウンセリング業務の委託について

ここは、法人・代表の判断がありますので、以下の点を踏まえてご判断願います。

理事・職員に対しての支払いが、給与であるか報酬（委託業務）であるかは、事実認定によります。具体的には法人の支配下のもとでの業務であるなら給与、そうでないなら委託業務とできるかと思えます。

お問い合わせの件でいえば、理事長のカウンセリング業務が法人業務であるなら役員報酬、理事長の個人事業業務であるなら報酬（業務委託）になろうかと思えます。

ここは客観的事実をもって判断するしかありませんが、理事長がカウンセリング事業を事業として行っている（つまり当法人の内部だけで行っているのではない）か、などがその裏付けになるかと思えます。

（2022年度）

Q55. 障害者就労支援B型事業所、および生活介護事業所を運営しております。ご利用者さまから頂く、食費、家賃等の自己負担金の計上については、活動計算書の経常増減の部に計上するのか否か。

A55. 主たる事業収入の一つですので、お問い合わせいただいたとおり、経常収益・事業収益のなかに「利用者負担金収益」を設定されるのがよいと思えます。なお、生活介護事業所は給付金収入があらうかと思えますので、「利用者負担金収益」の上段に、これを「介護報酬収益」で計上されるのがよいと思えます。（2022年度）

Q56. クラウドファンディングで得たお金は受取寄付金、補助金は受取補助金との勘定科目で処理すればよいでしょうか？法人として応募して得た賞金についてはどうでしょうか？また、クラウドファンディングや補助金、賞金は収益事業の収入ではないので課税対象でないという認識でよろしいですか？

A56. 勘定科目について

お問い合わせのとおり、寄付型のクラウドファンディングで得た収入は「受取寄付金」で、補助金は中科目「受取助成金等」、小科目「受取助成金」もしくは「受取補助金」で処理します。賞金を受け取った場合は、勘定科目として設定がないので、それを得る性質によって受取寄付金・受取助成金・雑収益など妥当な科目をもって計上します。

収益事業課税について

お問い合わせの件での寄付金収益や補助金収益は税法上の収益事業の対象にならないと判断してよいかと思えます。収益事業に充てられることが明らかな寄付金収益・補助金収益でも収益・経費の補填となる場合を除いて収益事業にならない、と解してよい国税庁文書回答事例もあります。

一方、実質的に判断して税法上の収益事業である物品販売業などに該当すれば収益事業課税があると判断すべきです。例えば購入型クラウドファンディングなど、寄付をする側に受け取る対価があり、この対価が物品販売の対価とするのが妥当であるなら、当該寄付金収益は収益事業に該当すると思われます。（2021年度）

Q57. 代表理事が法人職員として勤務し、労働の対価を給与として受け取り（賞与も想定しているため定期同額で

はありません)、且つ NPO 法上の役員報酬も受け取る場合、税法上の損金算入するためには合算して 12 分割して毎月受取り、定期同額の役員報酬とするのでしょうか? 処理・申告、事前届け出についても教えて下さい。

A57. お問い合わせのとおり、方法として①合算して、②12 分割して、③毎月の支給額を同額にして、その支給が税法上の損金になります。

税法上損金となる役員報酬は、定時総会で決定された月額(会社の場合、役員報酬は株主総会で決定します)を総会の翌月から翌年の総会月まで同額で支給したものであることが必要です。定時総会で決めた額を毎月同額で支給する以外の支給方法を認めると、利益の圧縮が可能となってしまうため、このような規定が設けられています。

その他、総会で決めた年額を一定額毎月同額で支払い、残りを賞与として一時に支給する「事前確定届出給与」も損金算入が認められます。事前確定届出給与は、株主総会決議日もしくは職務執行開始日の早い方から 1 ヶ月を経過する日か、期首から 4 ヶ月を経過する日の早い方の日が提出期限です。

以上を NPO 法人代表理事の給与にあてはめると、以下のとおりになります。

- ① 税法上は代表理事の給与に使用人部分は認められない
- ② 定時株主総会は NPO 法人では定時総会となり、定時総会の翌月分から翌年定時総会まで同額支給としなければならない。
- ③ 代表理事に賞与支給を考えるなら事前確定届給与を利用する。(2021 年度)

Q58. 現在、有償職員の雇用をしていない NPO 法人です。

人件費を計上できる助成金を申請しようと思います。採択されたら理事長の人件費として計上しようと考えています。その場合、どこかに何か届出が必要でしょうか?

また、合計 48 万円を超えませんが、理事長の扶養者である配偶者(夫)は今まで通り配偶者控除を受けられるという認識でよろしかったでしょうか?

理事長以外のスタッフの人件費として計上する場合は届け出等必要でしょうか?

A58. これまで有償職員がいない、税務上の収益事業をしていない、税務署に提出している届はない、という前提で回答いたします。

理事長に対する支給であっても、理事長以外のスタッフに対する支給であっても「給与」の支給であり、NPO 法人には給与計算をする義務があります。給与計算事務は要約以下のとおりです。

- ① 給与計算をするうえで甲欄・乙欄の適用判断をする。
- ② 給与計算をし、源泉徴収後の差引支給額を支給
- ③ 源泉を税務署に納付

納付のために税務署に納付書を発行してもらう必要があります。そのため、税務署に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を開設届として提出します(国税庁 HP から出力できます)。なお、③は原則給与を支給した翌月 10 日までに納付する必要がありますが、従業員 10 人未満の場合、「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」を提出すると、納付を半期に 1 回に省略することができます(納付を半期に一回にまとめるだけで納付額は減額されません)。

- ④ 年末調整をして給与源泉徴収票を本人に渡し、給与支払報告書を市町村に提出

給与計算の結果、源泉が発生しないこともあります。この場合は納付書にゼロを記載して銀行でなく税務署に提出します。今回支給が一時のものでしたら、給与支給が終了したあとに税務署に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を廃止届として提出します。

配偶者控除は、配偶者の所得で判断しますので、今まで通り配偶者控除を受けられます(理事長の所得により配偶者控除の金額が変わることはあります)。(2021 年度)

Q59. 当方、任意団体で収益事業を行っています。

取引先企業から任意団体は社内的には個人扱いでの取引とみなすという理由で源泉徴収されてしまいました。人格なき社団なので源泉徴収不要と交渉しましたが、企業側は社内規則なので対応変更は不可とのことでした。

この場合、帳簿の仕訳はどのようにすればよろしいでしょうか？

また法人税申告時にはどのように記載すればよろしいでしょうか？

本事業年度は赤字申告となる為、源泉徴収された金額の還付を求めたいと思うのですが可能でしょうか？

A59. 取引先が任意団体を個人とみなして処理していることを前提にお答えします。

当方と取引先企業の取り扱いが合わない場合、以下の方法が考えられます。

①個人計上：相手が個人で支払調書を提出しているので、こちらも個人で確定申告する

→ 個人の状況により税額が変わるので、実質的に還付となるなら還付された金額含めて団体に貸し付けるとか検討されたらどうでしょうか。

②任意団体で源泉徴収後の収益を計上する。

→ お問い合わせの懸念のとおり、源泉の還付を無視します。かわりではないですが、源泉徴収後の低い額で収益計上します。

③任意団体で、総額で収益計上し、法人税の申告書上源泉額を控除処理する（還付を受ける）。

→ 本来、法人税ではこのような取り扱いを想定しておりませんが、利子・配当の源泉を控除するのと同様に処理します。

今回のケースでは③が回答になるかと思います。ですが、個人と任意団体は領域が異なりますので、個人で源泉されたものを任意団体で還付というのは理屈上問題があり、相手に合わせて①でいくか、実際の源泉後入金額だけをもって収益とする②でいくかが無理のあるなかでできることと判断しています。つまり、③は無理の領域が大きいということをご承知ください。

なお上記は、報酬（事業）として支払われていることを前提でお答えしています。もし、取引先が給与として取り扱っているなら、こちらは給与所得として確定申告するしかないと思います。（2021年度）

Q60. 活動予算書（計算書）作成において、勘定科目でご相談があります。

当会は行政、一般より子猫などを引き受け、ミルクボランティアが在宅にて世話をし、譲渡できる状態になりましたら会から里親様に譲渡致します。その時に、里親より一律〇千円寄付を貰い、そのお金は、お世話してくれたボランティアに全額渡しております。

予算書（計算書）に挙げる科目を里親様から頂く〇千円は会への寄付として計上し、メンバーに渡す〇千円の勘定科目は何に該当しますでしょうか？

A60. 受取寄付金での計上の件

譲渡時に里親から〇千円を受け取ると規定されているなら、「寄付金」と称しても譲渡代金を受け取っていると解されるのが相当と思われます。

そうすると以下の点を検討する必要があります。

1) 譲渡代金は収益事業となるので税務申告をすることの検討（事業として成立しない価額設定などの点で収益事業としない判断もあります）

2) 今後、やり方を変えることで収益事業を回避できるかの検討

a 譲渡時の里親からの寄付金と称した受取をやめ、幅広く寄付を受けつけることで、寄付金収益が実質譲渡代金と判断されないようにする

b 里親とボランティアの直接取引にしてもらい、団体として収益計上をしないようにする

などなど（特に b は、このように変更しても、実態が重視されます。団体として収益計上すべきものと判

断される可能性もあり慎重な検討が必要です)

ボランティアへ渡すお金の勘定科目の件

1件につき〇千円と規定されているのであれば「雇用関係」に基づいて給与処理が必要です。勘定科目は人件費の「給与手当」又は「雑給」になります。要は1件〇千円のバイト代ですので、「扶養控除申告書」が提出されない前提で乙欄の源泉徴収と源泉徴収票の発行が必要になります(交通費があるか、支給頻度はどれくらいかなどの判断もあります)。

上記収益事業を避けるために、里親とボランティアの直接契約にしてもらうと、「雑所得」扱いになるかと思いますが、やはり実態に即した処理が必要になりますので、慎重に検討する必要があるかと思います。

(2021年度)

Q61. ①昨年度 家屋の寄付を受け、登記変更し改修工事を進めております。登記簿に課税価格・不動産価格の記載がありました。この場合、財産目録に土地や建物を記載すべきでしょうか?

②上記に伴い、備品も含めた減価償却も行った方が良いでしょうか?

①、②とも必要なら書式などはどのようなものを使ったらよろしいでしょうか?

A61. ①NPO 法人会計基準では、現物資産をNPO 法人が取得した時に、その時の公正な評価額で収益に計上する、とされています。

公正な評価額とは、つまりは時価をよみますが、お問い合わせのケースでは固定資産税の通知書に記載されている「固定資産税評価額」で、建物は評価額を、土地は固定資産評価額÷70%で割り戻した額(固定資産評価額が時価の7掛けと言われているため)を採用されてもよいかと思います。

財産目録に計上もしますが、先に仕訳があり、貸借対照表に計上された結果、財産目録にも計上されます。仕訳は、以下のようになります。

土地 ××× / 資産受贈益 ×××

建物 ××× / 資産受贈益 ×××

②お問い合わせのとおり、建物、器具備品は減価償却資産ですので、減価償却をします。

耐用年数は税務署の法定耐用年数を参考にされたらよいです。

なお、減価償却の方法や固定資産の増減内訳を注記に記載する必要がありますので、NPO 法人会計基準協議会がホームページで公開している様式を参考にされたらよいかと思います。

<ご参考>

・NPO 法人会計基準協議会「財務諸表の注記の書き方ガイド」

<https://bit.ly/2UKQogm>

・NPO 法人会計基準協議会「NPO 法人会計基準ハンドブック」

<https://bit.ly/2RbHXs9> (2020年度)

Q62. (1)3月末決算(5月申告期限)の法人の助成対象の経費及び固定資産について

①3月までに購入し支払い済のもので、使用開始は4月以降、助成金の入金も4月以降の場合の処理は、以下の通りで正しいですか。

3月の支払時:前払金/預金

4月以降の使用開始時:経費または固定資産/前払金

助成金入金時:預金/用途制約寄付金等

②3月までに購入し支払い済のもので、使用開始も3月だが、助成金の入金は4月以降の場合の処理は、以下の処理で正しいですか。

3月31日:未収金/用途制約寄付金等

③固定資産 500,000 円の現物寄付を受けた場合の処理方法（仕訳）は以下で正しいですか。

固定資産使用開始時：備品／現物寄付金（収入）500,000

3月31日：減価償却費／備品・・・耐用年数に応じて定率法で計算した金額

(2)固定資産について

100,000 円以上の固定資産を購入したものについて、助成金が交付された場合でも、固定資産に計上する金額は購入金額で計上し、毎期減価償却の処理で正しいですか。

固定資産購入時：備品／預金 200,000

助成金交付時：預金／用途制約寄付金等 200,000

3月31日：減価償却費／備品

A62. (1)①②は基本その考えでよいですが、それは助成金の決定日（通知書の日）に基づくということになります。行政の方が決定日に基づき計上するので、それに合わせるという考えです。

勘定科目は、助成金であることを重視して、「用途制約寄付金等」より「受取民間助成金」または「受取国庫補助金」もしくはまとめて「受取助成金」の方がよいかと思えます。

例えば②の場合、決定日が3月末までにあり、助成金入金が4月以降ということであればそのとおりでよいこととなります。

本来、助成と固定資産の使用開始が同一であることが望ましいですが、決定日と固定資産の購入及び使用開始が異なることもままあります。

③そのとおりですが、こちらも勘定科目としては「資産受贈益」の方がよいかと思えます。

(2)仕訳自体はそのとおりです（勘定科目は受取助成金が良いですが）。税務上の取り扱いがあります。

法人として税務申告をされているかと思えます。通常、補助金により固定資産購入などをした場合、圧縮記帳の手法により一時の課税を避ける方法がありますが、NPO 法人の場合、このような手法を使わなくても、国・地方公共団体等（等で民間も含みます）から受ける助成金については益金にしないで、かつ、減価償却費は実際の取得価額に基づいて行える取り扱いがあります（法基通 15-2-12）。

この点は税務申告上での処理になりますので、専門家（税理士）に相談されることをお勧めします。

なお、お問い合わせでは20万の事例とされていますが、青色申告などを要件に、取得価額が30万未満の減価償却資産を取得価額が300万円に達するまで一時に損金にできる「少額減価償却資産の特例」がありますので参考にいただければと思います。（2020年度）

Q63. ①イベントへ出店し木工製品を仕入れて、販売を行いました。

売れ残り分は返品しています。その場合の仕訳処理を教えてください。

現時点では売り上げの都度仕入を計上する経理をしております。以下が仕訳例となります。

イベントは夏の期間中、毎日出店していたので、日々売り上げが発生しています。支払は月2回ほどに分けてまとめて支払っています。

<売上時>

8/1 現金 1,000/自主事業収益 1,000

仕入 800/買掛金 800

8/2 現金 1,000/自主事業収益 1,000

仕入 800/買掛金 800

8/3 現金 1,000/自主事業収益 1,000

仕入 800/買掛金 800

<支払時>

実際は月2回程まとめて支払っていますが上記3日分の仕入額を8/30に払ったとして

8/30 買掛金 2,400/現金 2,400

でよいのでしょうか？

②材料を無償でもらっているものがあります。この仕訳でよろしいでしょうか？

材料仕入 0/材料受贈益 0(消費税：不課税)

③木製シャープペンシルを広告目的でサンプルとして 30 本程無償で配布しています。その場合、どう費用として計上できるでしょうか。計上する場合の仕訳も教えて下さい。

シャープペンシルの商品単価は 900 円、原価は 640 円としています。

④地元の小中学校にシャープペンシルの寄贈を行いました。仕訳を教えてください。

原価部分について、材料費・外注費は把握できるのですが、経費の間接費は期末の決算で分配しないと分からないように思えて計上できていません。(③も計上できる場合は同様な疑問があります)

⑤レンタル用に仕入れた商品の決算処理はどうしたらよろしいでしょうか。原価単価 1,600 円で 30 個程仕入れました。今期、レンタルできず収益は出ていません。

A63. ①売上時の仕訳はそのとおりです。

期末に棚卸をして、仕訳計上(商品/期末棚卸高)するところですが、売れ残りは返品とのことですので、返品確定時に逆仕訳(買掛金/仕入)を計上します。結果、在庫はないことになります。

②資産受贈益(材料受贈益)の計上は消費税の取引含めてそのとおりです。

これは棚卸資産ですので、①同様、期末時点で在庫があれば材料(商品ではありません)/期末棚卸高の計上をし、活動計算書上の表示は以下のとおりになるかと思えます。

事業費・その他の経費

期首棚卸高 ×××

当期材料仕入高 ×××

合計 ×××

期末棚卸高 ×××

以上は、3分法のやり方です。簡易なやり方として売上原価対立法がありますが、主たる業務にかかる会計処理であり、手間面においてもほぼかわらないので3分法の採用がよいかと思えます。

③わかる範囲で原価を構成する勘定を「広告宣伝費」に振替えましょう。

原価を構成する科目が仕入でしたら、広告宣伝費(事業費)/仕入を計上します。

サンプルに出したものを仕入勘定から外す=売上原価からははずすことで売上高と売上原価の対比を適切にする意味もあります(商品単価はここでは関係ありません)。

④間接費を管理する原価台帳を作成するなどし、原価額を「支払寄付金」に振り替えます。

金額の重要性がなければ、③④ともに間接費まで振替えをすることは重要性を鑑みても必要ないかと思えます。原価項目だけの振替えでよいかと思えます。

⑤一般的にレンタル(リース)を行う場合、当該資産は棚卸資産でなく固定資産に計上します(1年以上のリースが普通です)。リース料は賃貸料収益で計上し、固定資産は減価償却をします。

今回のケースでは、固定資産に計上し減価償却を行う、というのは逆に煩雑になります。となると消去法で、「消耗品費」(事業費)に振り替えたうえで、期末までにリースをしていなければ、さらに消耗品費を貯蔵品(貸借対照表)に振り替えましょう。そして翌期にまた消耗品に振替えます。今回のケースでは、消耗品費振替を省略して貯蔵品に振り替えられるのがよいかと思えます。(2020年度)

Q64. ①現在、任意団体として助成を受けていますが、他の助成金の申請も考えています。

任意団体で助成金を受ける場合、個人の収入という考えになるのですか？

助成金は団体として、物販は代表個人の収入でと分ける事は可能でしょうか？

②助成金に税金はかかりますか？

③現在の確定申告は必要ないと思っているのですが、助成金を含め、物販などで一定の利益が出た場合、代

表が確定申告をすればよいのでしょうか？物販などの収益事業だけで計算するのでしょうか？

④参加者からいただいた保険料も収益となりますか？

⑤任意団体として寄附を受けた場合、個人にかかるという認識でよいのでしょうか？税金はかかりますか？非課税の場合、その寄附を物販等の収益事業に使用した場合でも課税されないのでしょうか？

⑥NPO 法人になった場合、かかってくる税金は法人税と収益事業、寄附などを含めて所得税がかかりますか？他に課税されるものはありますか？

A64. 任意団体は、法人格がないですが税務上は「人格なき社団」として、法人に準ずる扱いとなります。

①団体として助成を受けているなら、団体としての収益になります。税法上の収益事業を行っているなら、任意団体として税務署提出用の決算書を作成し、申告書と併せて提出します。税法上の収益事業を行っていないければ、助成金を支出する財団が要請する資料や、関係者へ説明するための決算書（もしくは収支計算書）を作成します。

物販を個人としての収益にするなら、物販自体を団体とは別物の個人としての契約書を作成するなど、実態・形式ともに個人事業としての取り扱いであるとする環境を整えて、個人で確定申告すればよいと思います。

②収益事業の収益や経費を補填するための助成金でなければ、収益事業に該当しないと判断してよいと思います。

③個人としての販売であるなら、物販で得た所得を確定申告する必要があります。物販を事業として行うなら「事業所得」、事業としての規模でないなら「雑所得」での申告になります。

④保険料が実費であるなら、立替であり申告の必要はありません。

⑤任意団体の寄附金収益として認識します。会費や寄附金収益は、収益事業に充てられるものであっても、収益事業の収入・経費の補填をするものでなければ収益事業に該当しないと判断してよいと思います。

⑥現在のまま任意団体であっても、NPO 法人であっても両者にかかる可能性のある税金は「法人税」です。両者とも収益事業があれば収益事業にかかる決算書と申告書を作成・納税します。NPO 法人であれば、収益事業を行っていれば収益事業にかかる決算書・申告書を作成し、税務署・県・市それぞれに申告・納税します（岡山県は収益事業を行っていても設立後 2 年間は赤字なら均等割り免除です）。

収益事業を行っていないければ、税務署への申告の必要はありません。岡山県は均等割り免除、岡山市は毎年の申告により免除となります。各市町村で取り扱いがありますので確認が必要です。（2020 年度）

Q65. (1)①固定資産購入費用の助成金については、全額益金不算入でき、かつ、益金不算入でも取得価額にて減価償却費計上できるとのことですが、減価償却は任意償却でよろしいのでしょうか？

②利益の状況をみて償却を考えていますが、10%等の償却でもよいですか？

③もしくは車両のみ償却という方法でもよいのでしょうか？

(2)(1)でいう助成金は固定資産購入費用以外にも益金不算入の対象となる助成金はあるのでしょうか？どのような助成金が対象となるのか具体的に教えてください。

(3)①固定資産 600 万円のうち、100 万円は自己負担、500 万円は助成金として当団体に振り込んでくれるのではなく、民間団体が直接購入先に支払ってくれた場合でも、600 万円を取得価額として減価償却してもよいのでしょうか？また以下の仕訳で正しいですか？

器具備品 6,000,000 / 資産受贈益 5,000,000

普通預金 1,000,000

②この場合の 5,000,000 円についても、益金不算入でよいですか？

(4)店舗開業に際し、ガス配管工事を行いました。先にガスコンロ 13 万円を購入し、その後、既存の場所ではガス配管が使えないため、購入先とは別の会社にガス配管工事 16 万円を依頼しました。

この場合、ガスコンロ 13 万円は器具備品の耐用年数 6 年、配管工事は資本的支出だが、20 万円未満のため修繕費として経費処理で正しいですか？

(5)①固定資産の器具備品を購入したのですが、電圧と水圧が低いと使用できないため、電気工事 271,700 円と水道工事 16 万円を支払いました。電気工事は建物付属設備 耐用年数 15 年、水道工事は 20 万円未満のため修繕費として経費処理で正しいですか？

②役員個人名義の建物からの賃貸建物の場合でも処理は同様でよいのでしょうか？

A65. (1)お問い合わせのとおり、法人税では償却限度内で任意償却です。

一方、NPO 法人会計基準では減価償却をする旨定めています、強制ではありません。

また、耐用年数も特段定めはありません。現実的な使用年数を優先する、という趣旨かと思いますが、実務的には税法に規定する耐用年数を準用することが多いかと思います。

結論としては、収益事業の申告のある法人ですので、まずは税法の定めにしたがい、償却限度内での任意償却が優先されます。よって車両のみ償却も OK ということになります。

次に、NPO 法人会計基準を尊重すれば 100%償却するのが望ましいとはいえます。中小企業においても、「中小企業の会計に関する指針」において 100%償却するのが望ましいとされています。

(2)【法人税基本通達 15-2-12】

収益事業を行う公益法人等又は人格のない社団等が国、地方公共団体等から交付を受ける補助金、助成金等（資産の譲渡又は役務の提供の対価としての実質を有するものを除く）以下（15-2-12 において「補助金等」という）の額の取扱いについては、次の区分に応じ、それぞれ次による。

①固定資産の取得又は改良に充てるために交付を受ける補助金等の額は、たとえ当該固定資産が収益事業の用に供されるものである場合であっても、収益事業に係る益金の額に算入しない。

②収益事業に係る収入又は経費を補てんするために交付を受ける補助金等の額は、収益事業に係る益金の額に算入する。

②にあるとおり、収入または経費を補てんする補助金は益金参入です。よって、収益事業にかかる補助金であればこの通達にしたがうところになりますが、助成金事業自体が収益事業でなければ、そもそも申告に含めなくてよいので、収益事業であるか収益事業でないかの視点で助成金を判断するのがよいかと思います。

(3)仕訳はそのとおりで、受贈益 5,000,000 が益金不算入になります。

(4)20 万円未満の「一括償却資産の特例」の適用もしくは、青色申告をしていれば 30 万円未満の「少額減価償却資産の特例」が適用できようかと思えます。いずれにせよ損金経理で OK です。

(5)電気工事・水道工事ともに耐用年数 15 年が原則です。ご注意いただきたいのは、両者一体で工事しているのであれば合計 431,700 円で建物付属設備 15 年の適用になる可能性もあります。

別々の工事であり、かつ青色申告であれば、上記少額減価償却資産の特例を適用でき、両者ともに損金経理ができます（2020 年度）

Q66. 税法上の収益事業を行っていない NPO 法人です。

代表権を持つ理事長と代表権を持たない平理事の 2 名に今期から役員報酬を出そうと思い、定款の通り通常総会で議決しました。

役員総数は 6 名以上いますので 1/3 以下の要件は満たしています。

金額は 1 人当たり年間 12 万円とし、2 名で年間 24 万円です。

役員報酬は定期同額でないと損金不算入となると聞きましたが、そもそも収益事業を行っていないのだから定期同額でなくても損金算入できるのではないのでしょうか？

支給金額は総会で決めましたが、支給時期は理事会で半期に 6 万円ずつ支給で議決しようと思っています。

その場合、税務署に「事前確定届出給与」の届けが必要でしょうか？

また、この役員報酬を受け取る 2 名である代表権を持つ理事長と代表権を持たない平理事が共に法人の職員としても働いた場合、その報酬は NPO 法上は労働の対価＝「給与」だと思いますが、法人税法上は 2 名の扱いに違いが生じますか？

代表理事は役員報酬も給与も「役員報酬」だと思うのですが平理事は NPO 法上の役員報酬のみ「役員報酬」となるのでしょうか？

もし役員報酬が定期同額でないと損金不算入となるのであれば NPO 法上給与扱いの分も定期同額でないと損金不算入となりますか？

最終的に「役員報酬」のみ拠出する場合、管轄税務署への届け出は、給与支払事務所等の開設届以外に何が必要ですか？

A66. ご確認の意味でのご質問は全てそのとおりです。

順を追ってご説明します。まず、「損金」の意味ですが、会計上計上された「役員報酬」という経費を、法人税の申告書上も「経費」とするとき「損金」と言います。つまり、会計計上したあとの申告書上の取り扱いですので、税法上の収益事業を行っていないのであれば「損金不算入」を考える必要はありません。

連動して、収益事業を行っているのであれば、会計計上の段階で役員報酬を「定期同額」にする必要もありますが、そもそも収益事業を行っていないのでそれを意識して役員報酬を支給する必要もありませんし、税務署に「事前確定届出給与」の提出も必要ありません。

理屈的には、平理事の方は労働契約に基づく支給を、代表理事は定款のとおり定時総会で決定した額を支給し、それを会計計上することになります。

次に、会計計上についてですが、NPO 法の考えに基づいて平理事の方は、役員としての支給ではないので「給与」で計上します（お問い合わせのとおりです）。代表理事への支給は労働の対価であっても代表である以上、役員報酬で計上します（これもお問い合わせのとおりです）。

なお、NPO 法人会計基準では「役員報酬」の表示を避けて「給与」で表示することも認めています。その場合は注記「役員及びその近親者との取引の内容」に記載することになります。

最後に、給与支払事務所の設置届のお問い合わせがありました。これはお問い合わせの「役員報酬のみ拠出」の場合に関係なく、給与（役員・職員・パートなど）の支給がある場合に税務署に提出します。

この届出をすることで法人名の記載された納付書が送付され、これをもって給与支給月の翌月 10 日までに納付をします。

常勤職員（役員含）が 10 人未満の場合、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出すれば、翌月 10 日までの支給にかえて、半期ごとに 6 か月分をまとめて支給することができます。（2020 年度）

Q67. (1)用途制約寄付金とは、こういった内容のものが該当しますか？

例えば固定資産全般ではなく、看板代等特定のものに対して助成してもらったような場合が該当するのでしょうか？

(2)前期に固定資産を購入しましたが、計上し忘れていたものについて、使用開始が今期なのですが、今期固定資産に計上してもよいでしょうか？

(3)確定申告において、当期利益または当期損失には、収益事業からのもののみ（益金不算入のものを除いた金額）を記載し、申告しようと思いますが、「益金不算入」の金額は以下のものという認識で正しいですか？

- ①固定資産購入のための国や地方公共団体、民間からの助成金
- ②建物改修工事(西日本豪雨災害後の建物改修工事及び電気設備工事)に掛かる助成金
- ③個人及び法人からの寄付金及び会費

(4)地方公共団体等からの助成金の収入計上は、決定日とのことですが、決定通知書とは別に確定通知書が送られてくる場合があります。その場合においても、決定日を基準に収入を計上すればよいですか？

(5)弊団体は、ランチやお弁当の販売やイベントへの出店、農作物の栽培・収穫を行っていますが、助成金のうち、「原材料」や「ランチパック等の容器、農業資材などの消耗品」に対する助成は益金算入となりますか？

(6)就労継続支援 B 型事業所として訓練給付金の支給もありますが、これについては益金算入で合っていますか？

(7)建物改修工事のうち、既設解体工事の金額については「修繕費」として経費計上してもよいでしょうか？
また、もし修繕費として経費計上できる場合でも、建物改修工事として既設解体工事も含めて全額を固定資産として計上し、減価償却してもよいのでしょうか？

(8)飲食業の店舗開店の際、テーブルとイスとソファを別々のところから購入しました。

それぞれの内訳は以下の通りです。まとめて固定資産計上ではなく、消耗品費の経費計上でよいですか？

- ・カフェテーブル 5 個 58,320 円 (@11,664)
- ・椅子 12 脚（うち常時使用は 8 脚）134,568 円 (@11,214)
- ・ベンチストレッチャー（ソファ型の椅子）1 個 90,720 円

(9)ブルーベリーを栽培し、今期収穫したものを冷凍保存しており、来期にジャムや飴として加工し、販売する予定です。全部で 100Kg 程あるのですが、この収穫して冷凍保存してあるものを半製品として棚卸に計上しようと思いますが、原価について、どのように算出すべきかご教示ください。

(10)シャワールーム 221,508 円は建物付属設備の給排水設備として 15 年償却でよいでしょうか？

シャワールームは建物と一体になっているものではなく、はめ込み式のものでした。

(11)ボランティアで来ていただいている方に、お礼として謝礼を渡しました。この場合の勘定科目は何が適正でしょうか？

また、受け取った側は、年金収入だけの者であれば、年間の収入が 20 万円未満であれば確定申告の必要はないでしょうか？

A67. (1)注記のご質問かと思えます。例えば来期に使用するために受けた寄付金などは前受金で処理し来期に引継ぎます。そのときに注記でその旨記載します。年度内で消化されるなら記載を要しません。よって、寄付者・助成者が使用用途を指定し、かつ翌期に繰り越すものが該当すると思っていただければよいです。

(2)前期はどういう会計処理をされたのでしょうか。お問い合わせのとおり今期計上・今期減価償却開始でよいかと思えますが、前期に経費処理されていたのであれば、それを訂正する仕訳も必要になります。

(3)①固定資産購入のための助成金は、まず会計上収益計上され、次に申告書上で益金不算入にします。②改修工事にかかる助成で、改修工事が修繕費処理されているなら、収益と相殺されているので申告書上の益金不算入はありません。かかる修繕費が①同様固定資産計上されているなら、収益だけ計上されるので申告書上益金不算入にします（よって資産計上した方が有利です）。両者について、法人税法基本通達を満たす助成金である前提でお答えしています。③寄付金や会費が収益事業に充当されるものでないなら、益金不算入でよいかと思えます。方法としてはそもそも収益事業の決算書に含めないことで益金不算入とします。申告書に決算書を添付しますが、そのとき「非収益事業」決算書（③を含めます）も作成し添付します。

(4)どちらの判断にすべきかは個別判断になります。どの様式であっても、地方公共団体の方で計上する日が正解になるかと思えます。よって、確定通知書に「確定日」の日付がうたれているならその日になるかと思えます。

(5)こちらも個別の判断ではありますが、収益事業にかかる助成金であるので益金算入が正しいと判断します。

(6)就労継続支援B型事業は「障害者総合支援法」に基づく事業であり、国税局より「収益事業」である見解が出ておりますので益金算入になります。

(7)お問い合わせのとおり、解体費は経費処理が正しいです。

(8)一括で購入しているという点でまとめて固定資産に計上すべきという判断もありますが、一個あたりの価額や全部で 30 万未満であることも鑑み経費計上でよいかと思えます。

(9)原価台帳を作成し、それぞれの加工品にかかった費用や人件費を集計し、費用については未使用分を、人件費については日数案分など基準を設けて棚卸にします。100 kgを構成する価額にもよりますが、算定が困難であれば、人件費なら数日分の人件費を棚卸にするなど、一定のルールによる基準を設けるのがよいと思えます。

(10)はめ込み式でもシャワールーム全体を構成するなら給排水設備 15 年が正しいかと思えます。青色申告を

していれば少額減価償却資産で損金算入が可能です。

(11)有償ボランティアさんへの支払いも雇用に基づく（契約書なくても）支払となり「給料手当」や「雑給」の計上が正しいかと思えます。一回だけで「お礼」としてのお支払いなら「交際費」とする余地もあろうかと思えます。このあたりは、事実関係に基づいて判断する必要があります。

また、お問い合わせの件、公的年金が 400 万円以下で、公的年金以外の所得が 20 万円以下であれば確定申告不要です。収入でなく所得で判断すること、住民税の申告が必要である場合があることにご注意ください。また、法人としては給与の支払いですので、給与計算事務が必要であることにご注意ください。(2020 年度)

Q68. 活動計算書等を作成しています。

令和 2 年 6 月に講演会を予定していましたが、実際は、コロナの影響で来年に延期となりましたが、これに関する会計処理について質問させてください。

平成 31 年 3 月 31 日時点、通帳には現金 653,713 円ありました。また、令和 2 年 6 月に講演会を予定しており、使用料を先払いしたため、前払金 73,548 円を計上しました。

令和 2 年 3 月 31 日時点、令和 2 年 6 月の講演会に関する費用、19,781 円が発生しました。また、この講演会に対する寄付金、広告費収入が 280,000 円ありました。これの会計処理について貸借対照表に下記の内容を記入しました。財産目録も同様に記入しましたが、これでよいのでしょうか？

現金預金 653,713 (H31. 3. 31 時点の現金) +29,159 (当期利益) -19,781 (講演会支出) +280,000 (講演会収入) =943,091

前払金 73,548 (H31. 3. 31 時点の講演会支出) +19,781 (講演会支出) =93,329

前受金 280,000 (講演会収入)

A68. お問い合わせいただいた件とおりにかと思えます。

お問い合わせの計算は、キャッシュフロー計算書の考えで、当期利益に当期利益に反映されなかった貸借対照表の動きを加味することで現預金の増減を示しています。

ここで示される普通預金の残高が実際の普通預金残高と一致していることだけご確認ください。

決算書関係はこれでよいかと思えますが、財産目録は貸借対照表の説明ですので、前払金の摘要欄に「講演会使用料前払」、前受金の後に「広告費前受」とでも記載されたいかがでしょうか？(2020 年度)

Q69. 収益事業はおこなっていない任意団体ですが、今年度、企業（株式会社）から寄付をいただきました。

金額は約 170 万円になります。これについて、何か税金で掛かるものがあるのでしょうか？

A69. 任意団体の場合、税法上の収益事業を行わない限り法人税の課税はありません。

以下の点ご注意ください。

①収益事業の有無の判断は税法の視点で行う

今回、寄付とのことで、寄付であったり助成であったりする収入であれば収益事業となりませんが、もし今後委託収入など発生すれば、収益事業となろうかと思えます。

②任意団体であること＝個人ではないことの客観性をもたせる

任意団体は、「権利能力なき社団」「人格なき社団」といわれ、収益事業を行えば法人税の対象となります。給与を支給すれば団体として給与計算もしなければなりません。

しかし、法的なものでないため、通帳などは個人通帳となっていようかと思えます（団体名が記載されているかとは思いますが）。このことから、税務署が「個人所得があるのに申告していない」と捉える可能性もあります。

通帳はあくまで団体の活動だけに使用し、（外部に提出するわけではないですが）団体の決算書を作成するなど、団体としての客観性を保つようにしてください。(2020 年度)

Q70. 任意団体がフリマやバザーなどイベントで得た収入の会計処理はどうすればよいですか？税金の申告義務はありますか？

A70. 年に数回の単発的なものであれば税法上の収益事業に該当せず、非課税となると思われます。
以下規定があります。

①任意団体は、「人格なき社団」として、収益事業 34 業種を行えば収益事業に対する法人税課税がある。

②収益事業 34 業種には「物品販売業」があり、フリマやバザーも販売になります。

③同時に「事業所を設けて」「継続して行われる」ことが課税要件でもあります。

以上の③について法人税基本通達で、物品販売業に該当するかの判断として、「学校法人等が行うバザーで年 1, 2 回開催される程度のもは物品販売業に該当しない」と示しています。

この規定では年 3 回以上バザーをすれば収益事業とするとしてののかといえ、そうではなく、少額・少回のものには課税しない事例を示すことで、事業としての本質がなければ申告不要であるので個別判断してください、としていると解しています。

事業としての本質とは、事業規模がそれなりにあるか、利益が安定的に出ているものなのか、なども判断要素になります。フリマ・バザーが任意団体の活動のための資金獲得行為となっているかなど、総合的な視点で判断する必要もあろうかと思えます。(2020 年度)

Q71. ①団体の収入？所得？が年間いくらかを超えた時に税金の申告をしなければなりませんか？

②個人事業主の場合、開業届をだして、青色申告か白色申告をする形になるかと思いますが、任意団体（法人格無）の場合は、もし申告しなければならぬ状況になった時、どのような形態での申告になりますか？

A71. ①税法上は、34 種の事業を「事業所を設けて」「継続的に行う」なら申告義務があります。申告の必要性については、事業の内容をもって判断する必要があります。

②任意団体は、「人格なき社団」とされ、社団であることを理由に法人税の対象になります。申告先は税務署・県・市町村で、決算月は行政と同じく 3 月と定められています。

「人格なき社団」が収益事業を開始した場合、まず(1)税務署に「収益事業の開始届」(2 カ月以内)を提出します。県及び市町村に「異動届」の様式で同様の届を提出しておくのがよいです。(2)収益事業開始以後 3 カ月以内か事業年度終了の日（この場合 3 月末日）の早い方の前日までに「青色申告の承認の申請書」を提出すれば、初年度から青色申告の適用ができます。(3)3 月決算であるため、5 月末までに(2)の青色申告を提出していれば青色申告で、提出していなければ白色申告で税務署・県・市町村に法人税の申告書を提出と納付をします。(2020 年度)

Q72. 収益事業を廃業しました。県税、市民税均等割りは支払わないとだめなのでしょうか？

減免などの制度はあるのでしょうか？

A72. NPO 法人は、収益事業を行ってなくても均等割りが課税されるのが原則です。ただし多くの市町村で均等割りを減免する措置があります。

岡山県は収益事業を行ってなければ、手続き不要で減免されます。岡山市は毎年 4 月末日までに申請書を提出することで均等割りが減免されます（毎年の届出であり、期限内の届を失念すると免除されないのご注意ください）。

なお、税務署に「収益事業廃止届」、市町村には「異動届」を提出してください。(2019 年度)

Q73. 総会で会場近隣有料駐車場を利用された方に、駐車料金を法人から支払いたいと思います。

支出の勘定科目は会議費が適当でしょうか？旅費交通費が適当でしょうか？

総会出席時の出庫前に見込みの金額を支払いたいのですが、領収書がなくても大丈夫でしょうか？

その際、領収書の代わりに会計帳簿に保存する書類として何か書類を作成する必要がありますでしょうか。

A73. 旅費交通費の方が妥当かと思えます。

本来、実費支出が原則ですが、金額の算定が煩雑となる場合、社会通念上妥当な範囲で見込み額をもって支給することも許容されます。この場合、支出基準（旅費規定）を設けて理事会承認を得ておくのがよいです。旅費規程に従い支出するのであれば領収書の取得はできませんが、代わりに支給者の名前を列挙した用紙を準備しておき、支給時に署名または押印をもらっておけば領収の証明となります。（2019年度）

Q74. 決算書の「財務諸表の注記」において、使途等が制約された寄付等の内訳には、助成金もその範疇として記載が必要なのでしょうか？

A74. 対象事業及び実施期間が定められている助成金や補助金は注記の対象となります。NPO 法人会計基準では、「対象事業及び実施期間が定められている助成金、補助金等で、当期に受取助成金又は受取補助金として活動計算書に計上したものは、使途等が制約された寄付金等に該当するので、その助成金や補助金等ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記する。」とされています。（2019年度）

Q75. 2年後開催予定の後援会の会場費を今年度支払いました。この場合の活動計算書、貸借対照表、財産目録の記載方法を教えてください。

A75. 活動計算書は当該期間に業務が完了した収益と費用だけが表示されます（費用収益対応の原則）。よって、まだ開催されていない講演にかかる支出は仮勘定的として貸借対照表の前払金に計上します。貸借対照表の説明である財産目録にも記載します。講演が終了した2年後に前払金を賃借料（活動計算書）に振り替える仕訳を計上します。（2019年度）

Q76. 固定資産合計額を活動計算書上ではどこに位置づけるのかが分かりません。

A76. 固定資産は貸借対照表（資産）に計上されます。固定資産は、使用期間（耐用年数）にわたり利用するとして、使用期間（耐用年数）に配分します。配分された当期対応分を「減価償却費」として活動計算書に計上します。前払費用を少しずつ当期の経費にしていく方法と同じ考え方です。なお NPO 会計基準では耐用年数は法人の判断で決定したらよいとしていますが、実務的には税法規定による耐用年数表に従うのがよいかと思えます。（2019年度）

Q77. 講師謝礼はどんな科目で会計処理すべきですか？

講師派遣費等の科目で、課税されない科目にできると聞いたのですが。

A77. 講師謝礼の支出は「諸謝金」勘定を使います。

NPO 法人会計基準では、事業費のその他経費に「諸謝金」勘定をあげています。事業に関連する講師料であればこの科目で、社内の研修会など事務管理に関する講師料であれば事務費の中で「諸謝金」勘定を使用してください。

なお、会計科目に関係なく、「報酬」を支出すれば、源泉所得税の徴収と納付が義務となります。（2019年度）

Q78. 当法人は障がい者福祉施設を運営しており職員が施設と利用者自宅の車の送迎を行っています。

先日その職員が勤務中に交通事故を起こしました。

被害者への補償は法人加入の保険で済ませましたがその職員に行政処分として罰金が科せられました。

その職員の罰金を法人が肩代わり又は一部負担したいと考えています。

その場合の会計処理をご教示ください。

A78. 会計処理は「その他経費」の「租税公課」に計上してください。

なお、収益事業にかかる支出であれば、申告書のなかでは損金不算入になる点にご注意ください。

（2019年度）

- Q79. 中山間地域で地域おこし協力隊として間伐材を利用して、木工教室を運営したり木工製品を販売しています。この事業を法人化して続けたいです。木工製品販売などの収益事業はその他事業になりますか？不定期に行うバザーとかも収益事業になりますか？
- A79. 自己で採取した林産物等に、加工を加えて不特定の者に販売する行為は法人税法上の物品販売業に含まれるので収益事業となります。バザーに関しては、年に1・2回開催される程度のものは物品販売業に該当しないとの基準が示されています（法人税基本通達15-1-10）。それ以上の開催があれば物品販売業として収益事業となります。（2018年度）
- Q80. 現在は任意団体として活動していますが、NPO法人化を考えています。クラウドファンディングを実施し活動資金は集まりましたが、それらは任意団体だと代表個人の収入として扱われますか？税務署に相談した方が良いですか？
- A80. 代表者や管理人が定められ、団体としての組織を備える任意団体は「人格のない社団等」として法人と同様の取り扱いとなります。よってその収入は、個人の収入とせず、株式会社同様、購入型であれば売上、寄付型であれば受贈益として任意団体としての収入として取り扱います。（2018年度）
- Q81. 間伐材を利用して木工製品を製作し、それを販売・寄付する事によって森林環境を守る事業を行いたいです。その場合、製作・販売・寄付と事業を分けた方がよいですか？役員になる会員からは会費を取らず他の会員からは会費を取りたいのですがどうしたらよいですか？
- A81. 木工製品を製作して販売・寄付するという行為が一連の事業であるので、分ける必要はありません。ただし、定款で別事業として定めてあるならば、事業毎に分けて管理した方が損益状況が把握しやすいでしょう。会費については、会則にその旨を定めておきましょう。（2018年度）
- Q82. 法改正に伴い、貸借対照表を内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載しようと思います。掲載すべきは貸借対照表のみですか？
- A82. 公告義務があるのは貸借対照表のみです。内閣府NPO法人ポータルサイトでは、会社概要、活動計算書等、法人の情報を掲載することができます。（2018年度）
- Q83. 資産の総額変更の登記は毎年行いますか？
- A83. 平成30年10月1日以降は登記不要です。代わりに貸借対照表の公告が義務化されました。（2018年度）
- Q84. これまで講師を無料で招聘していました。講師は完全に無償の活動で交通費等も負担してもらっていました。しかし、講師の負担が大きいため参加者からお金を集めて謝礼として講師へ渡そうと考えています。この活動は営利になりますか？
- A84. セミナー（講演）が技芸教授業（34事業）に該当する技芸の教授でなければ収益事業には該当しません。（2018年度）
- Q85. NPO法人の継続的な運営に向けて、誰でも会計担当が出来るよう会計ソフトを導入したいです。お勧めのソフトがあれば教えてください。
- A85. NPO法人に対応したソリマチの会計王が使いやすいと思われます。（2018年度）
- Q86. 総会招集における通信運搬費は事業費で計上しますか、管理費で計上しますか？
- A86. 総会は法人を運営するための業務であり事業に要する費用ではないので、管理費で計上します。（2018年度）

Q87. 公告が義務付けられたのは「貸借対照表」のみですか？「財産目録」もですか？

A87. 公告義務は貸借対照表のみで財産目録は含みません。また、官報又は日刊新聞紙に掲載する場合は貸借対照表要旨の公告で足りる。(2017年度)

Q88. 減価償却後の車輛は例えば中古などで売ることは出来ますか？

A88. 使用中にかかわらず法人が所有する資産は法人の判断で売却してかまいません。内部管理として、資産売却にかかる規定を設けるのが望ましいでしょう。(2017年度)

Q89. 減価償却していずれ資産として記載するところが無くなるなら最初から書かなくても良いですか？

A89. 時の経過により減価していることを会計上示すことが大事ですので記載は必要です。(2017年度)

Q90. NPO法人で今までゆうちょをメインで使っていましたが、この度中銀を開設して今後はそちらをメインに使っていきたいです。ゆうちょから中銀に残高を移行するにあたりNPO法的に何か注意点はありますか？

A90. 特にありません。残高移行の取引が、会計上反映されます。(2017年度)

Q91. 任意団体の税務手続きについて教えてください。「人格なき社団」と位置付けられると聞きましたが、講演会の謝金等は、団体ではなく個人での取扱いになりますか。また、源泉徴収や年末調整等の方法について教えてください。

A91. 「人格なき社団」は法人とみなすので、任意団体として受け取った、もしくは支払った謝金は任意団体で取り扱います。法人とみなすので、給与の支払いがあれば税務署に届出のうえ、法人と同じく源泉徴収及び納付や年末調整など一連の手続を行う必要があります。(2017年度)

Q92. 任意団体の収入規模が会費や謝金等で100万円程度なのですが、NPO法人の会計基準と同様に経理を行った方が良いでしょうか。

A92. NPO法人会計基準はNPO法人に適用される会計ですので、任意団体がこれを適用する必要はありませんが、収入規模に関わらず、定款や規定に従い適切に会計処理を行い開示することが求められます。(2017年度)

Q93. 日常の事業で使用するための車(150万円相当)の寄付を受けた。仕訳勘定科目を知りたい。

A93. 固定資産の現物寄付を受けた場合は、「公正な評価額」をもって資産計上(車両運搬具)した後、減価償却を行います。相手勘定は、資産受贈益勘定もしくは車両運搬具受贈益勘定を使用します。(2016年度)

(借方) 車両運搬具 1,500,000 / (貸方) 資産受贈益 1,500,000

Q94. 設立登記時に提出する『財産目録』について、今は準備しかしておらず財産は無い。どう書けばよいか。

A94. NPO法人は資産ゼロでも設立可能な法人です。設立時に保有財産がなければ、資産ゼロの財産目録を提出します。(2016年度)

Q95. 定期預金は固定資産に計上できるか。

A95. NPO会計基準において「特定の目的のために資産をもつ場合、保有目的を示す具体的な科目名をつければ特定資産として計上できる」と規定しています。定期預金であることをもってただちに固定資産に計上するのではなく、特定の目的のため資金を別に確保しておくという意味で定期預金とした場合、固定資産に具体的な名称を付して計上します。(2016年度)

Q96. 『ボランティア受入評価益』と『ボランティア評価費用』の付け方が分からない。

A96. 「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」は本来掛かったであろう人件費を示すために表示するもので、法人の任意により注記する場合と、注記に加え活動計算書に計上する場合があります。注記は、世間相場などをもって金額を合理的に算定できる場合記載し、活動計算書に計上する場合は料金表など具体的に金額を把握できる場合に計上します。(2016年度)

Q97. 事務所でイベントを行った。余った余剰金はどうしたらよいか。

A97. 余った余剰金は法人判断で、法人の活動に使用していきます。会計上、イベント事業にかかる損益は活動計算書に反映され、結果余剰金は現預金という資産で著わされます。この現預金に使用制限はないので、法人の判断で法人活動に使用することができます。また、当イベントが税法上の収益事業である場合は、税務申告（及び納税）が必要です。(2016年度)

Q98. 企業から寄付の受け入れをすることになった。どのようにしたらよいか。

A98. 事務処理としては寄付金台帳を整備したうえで領収書を発行します。会計処理は、受取寄付金勘定で受け入れ、使途が制約されている場合は、その使途ごとに受入金額、減少額及び事業年度末の残高を注記します。(2016年度)

Q99. NPO 法人が株式会社から電話を借りている。この場合の通話料は寄付に該当するか。

A99. 原則的には、株式会社から寄付を受け電話料を支払ったとして寄付金に該当すると判断します。しかし、会計上の計上については計上の有無、もしくは施設等受入評価益・施設等評価費用で計上するかなど「重要性の原則」をもって判断することになります。(2016年度)

【労務相談】

Q100. 社会保険に加入しない働き方に適した雇用及び勤務形態について

現在雇用していますスタッフが、家庭の事情で社会保険に加入しない働き方を希望しています。そのため、以下のように労働時間を記載しております。『勤務時間は週に 24 時間から 30 時間未満、始業 8 時～終業 21 時、勤務日数は月に 16 日以内を原則として労使間で協議の上決定する。但し法人の業務事情等によっては変更する場合があるものとする』

しかし、実際には決算期などの繁忙期にはこれを超えた残業になってしまうことがあります。業務内容の改善だけではこの繁忙期を乗り越えることはできず。繁忙期に社会保険の適応対象にならない働き方を継続する方法、または繁忙期に業務時間が増えても社会保険の適応対象にならない雇用形態などないでしょうか？

A100. パートタイマーであっても、事業所と常用的使用関係にある場合には被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数、労働時間、勤労形態、勤務内容等から総合的に判断します。

(A) 労働時間については、一日の所定労働時間が一般社員のおおむね 4 分の 3 以上であれば該当します。たとえば、一般社員の所定労働時間が 1 日 8 時間とすると、6 時間以上が該当します。

(B) 労働日数については、1 ヶ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数がおおむね 4 分の 3 以上であれば該当します。

以上の (A) と (B) 双方を満たしている職員が被保険者となりますが、(A)、(B) 双方におおむねが付いていますので加入資格の判断に苦しむ場合も多々あります。(2022年度)

Q101. 労働契約書と就業規則作成において気をつける点を教えてください。

A101. 労働局のホームページに就業規則、労働条件通知書の参考様式があります。ただ、どちらも総合的に網羅していますから取捨選択する必要があります。

就業規則の条文は単独のものと、他の条文と関連する条項も有ります。慎重に見極める必要があります。就業規則は法人と労働者双方が遵守する内容を定めます。条文には、団体の目的・大切にしたいこと・目指す方向制が組み入れられたら良いのではと思います。予め理事会で検討することをお勧めします。
(2021 年度)

Q102. 「役員報酬及び賃金に関する証明書」の作成は必須でしょうか？

A102. 兼務役員として雇用保険に加入時にハローワークに提出する書類は、岡山では『兼務役員雇用実態証明書』が定められています。確認資料なども表示しています。「役員報酬及び賃金に関する証明書」は場合によっては必要な書類になるかも知れません。(2021 年度)

Q103. 「労働契約書」は以下の様に規定しています。

事業①9 時 45 分～15 時 45 分 (休憩 0 分)

事業②8 時 45 分～16 時 15 分 (休憩 45 分)

また「就業規則」は以下の様に規定しています。

始業及び就業の時刻と休憩時間は、個別に労働契約書において定める。ただし所定労働時間については 1 週 40 時間、1 日 8 時間以内とする。

2. 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業及び終業の時刻と休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがある。

3. 休憩時間は会社が認めた場所で自由に利用することができる。

◆質問◆

①の場合、15 時 45 分からが残業と考え 25%増になるでしょうか。

就業規則の所定労働時間を超えた場合と考えてもよいでしょうか。

①②とも、休憩は実際的には 15 分～30 分です。その間も時給は支給しています。

A103. 法定労働時間は休憩時間を除いて、1 週間について 40 時間、1 日について 8 時間以内となっています。貴団体の就業規則では所定労働時間は法定労働時間と同じになっていますので、所定労働時間以内迄は 25%の割増し賃金は必要ありません。通常の賃金を支払うことになります。

また、労働基準法では休憩時間は労働時間の途中で与えなければならないと定めています。休憩は継続する仕事による疲労を回復させる為のものでありますから業務の都合上不足した時間があるならば金銭解決でなしに別途与える必要があります。

②の場合で例えば 12 時 00 分から 12 時 30 分の休憩であったならば、15 分不足していることとなります。その不足分を 15 時 00 分から 15 時 15 分まで与えることで解決することです。注意しなければいけないのは、16 時 00 分から 16 時 15 分まで与えるのは、労働時間の途中ではないので認められていません。(2021 年度)

Q104. パートスタッフの有給休暇の日数および有給休暇の給与について

9 時 45 分～15 時 45 分を基本として、各自の都合に合わせて、午前中のみ、午後のみなど、組み合わせて週 1～3 日の勤務になります。数か月お休みの場合もあります。給料は時給計算です。

この場合の有給休暇の日数の計算方法と有給休暇を使った時の給料の計算方法について教えてください。

A104. 年次有給休暇の付与について

①採用後 6 か月以上継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤したこと。

②その 6 か月後は、1 年間継続勤務し、その全労働日の 8 割以上出勤したこと。

※全労働日とは労働契約書又は雇用契約書に記載されている労働日数が基準になります。

以上を満たす労働者については、勤務年数と労働日数（労働契約書又は雇用契約書の年間の総日数を基準。

週 1 日 1 時間でも、6 時間でも同じように 1 日と考えます。) に応じて有給休暇が付与されます。

なお、週所定労働時間が 30 時間未満であり、かつ、所定労働日数が 4 日以下または年間 216 日以下の場合は、下表の年次有給休暇を付与することに定められています。

週所定労働日数	1 年間の所定労働日数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上
4 日	169～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

年次有給休暇の賃金について

①年次有給休暇を取得した日は、通常勤務したものと同じように考え、通常通りの賃金を支払っているのが一般的です。

計算方式には 3 通りあります。

A：平均賃金（平均賃金＝直近 3 カ月間の支払われた賃金総額÷ 3 カ月間の総日数）

B：所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金

C：標準報酬月額額の 30 分の 1 相当額（労使協定が必要）（2019 年度）

Q105. 理事長と言えども職員として働き、労働の対価として給料を受ける場合は NPO 法での「報酬を受ける役員は役員総数の 1 / 3 以内」の役員報酬にはあたらないと理解しています。

7 月より理事長である私が事務局職員として毎月定額の 5 万円を給与として受け取ろうと思います。

理事長は法人の代表なので雇用契約は対象外だと思いますが、この場合どのような手続きが必要となるでしょうか？

A105. 本件の場合、社会保険の被保険者になると思われますので管轄の年金事務所で手続きが必要になります。また、NPO 法人が、管轄税務署に給与支払事務所等の開設届を提出していない場合は手続きが必要です。職員が少ない場合は、源泉所得税の納期の特例申請も出来ます。（2019 年度）

Q106. NPO 法人がトレーナーに「業務委託」をすることは可能ですか？例えば、スタジオやトレーニングで使用する機材などは団体で準備して、その場所で業務委託しているトレーナーさんたちに活動をしてもらい、そこで得た参加費などを団体と委託しているトレーナーさんとで折半することを考えています。

A106. 委託者と受託者が対等の立場で業務の内容を協議し委託契約書で定めることが必要と思います。（2018 年度）

Q107. 理事の交通費は源泉徴収しますか？

A107. 交通費に対する源泉徴収はしないものと思います。（2018 年度）

Q108. 役員ごとに報酬額が違ってよいのか、範例などがありますか？

A108. 役員の報酬は、定款で総会若しくは理事会の議決を経て定めると規定していると思います。報酬額に違いがあっても良いのではないのでしょうか。（2017 年度）

Q109. 雇用保険について教えてください。現在 NPO 法人に雇用されている状態です。代表ではありませんが、事務員的なことをしています。週 20 時間以上の契約になっていますが、雇用保険に入っていません。

A109. 雇用保険の被保険者は、1週間の所定労働時間が20時間以上であることと、同一事業主に31日以上雇用されることが見込まれることが必要です。これに該当すれば雇用保険に加入することが必要です。(2017年度)

Q110. 任意団体で事務局スタッフが給与を得る場合、労務関係はどのような手続きをすればよいですか。個人事業主と同等に捉えるのですか。

A110. 任意団体は一定の要件を満たせば、人格なき社団と解されます。労務関係は通常の手続きになります。(2017年度)

Q111. 講師として登壇する講演会(報酬あり)や主催イベントに向かう道中で事故が発生しケガなどしたあるいはさせた場合に、ボランティア保険は適用されますか。

A111. ボランティア行事用保険に入っているイベントについて、講師・参加者の加入手続きが取られていれば対象となります。また、ボランティア活動保険に講師が加入している場合は、行事用保険、活動保険いずれも適用されます。(2017年度)

Q112. NPO法人の職員が産休・育休する場合の手続きについて教えてください。

A112. 法人への手続きは就業規則によって行います。年金事務所では、社会保険の被保険者は産前・産後休暇期間及び育児・介護休業等期間中は事業主が届けることによって、被保険者分・事業主分とも保険料が徴収されません。

ハローワークでは、資格のある方は育児休業給付金の手続きをします。(2017年度)

Q113. NPO法人を設立し、直ちに、学生アルバイト1名、週24時間働くパート1名、週40時間働くフルタイム職員2名を雇い入れることになった場合に、行わなければならないことを教えてください。

A113. 労働保険関係では、所轄労働基準監督署に労働保険関係成立届をします。その後、ハローワークに雇用保険適用事業所設置届を提出します。

尚、学生アルバイトが昼間学生の場合は原則雇用保険の被保険者にはなれません。

社会保険関係では、所轄年金事務所では社会保険新規適用の手続きをします。(2017年度)

【経営相談】

Q114. 行政より施設の運営と事業の委託を受け、その委託事業収入により現法人の人件費も賄われています。

この委託事業に関連するが、別の事業を新たに始め、そこに携わるスタッフの人件費を捻出したいのですが、どのような方法が考えられますか？

例えば、委託元である行政に仕様書の内容の改定を求めて、委託費を充てるようにするなど可能なのでしょうか？そのような例があればご教示いただけないでしょうか？

A114. 新たな事業のスタッフの人件費を捻出するには、ビジネス収益と行政からの支援の2つの視点から考えることができます。

1. ビジネス収益による方法:

a) スポンサーシップ・パートナーシップ:

新しい事業に関心がある地元の企業や個人に対して、スポンサーシップやパートナーシップの機会を提供します。その対価として、スポンサーのロゴや名前を広告するなどの形でリターンを提供します。

b) 寄付・募金活動:

新しい事業への寄付や募金を呼びかける活動を行います。オンラインクラウドファンディングなども有効です。

c) サービス費用:

新しい事業の提供する一部のサービスに対して適切な料金を設定することも一考です。
例えば、フードサービス事業であれば、食品廃棄物の回収と再配布に関するサービスなどです。

2. 行政からの支援による方法:

a) 委託内容の改定:

既存の施設運営と事業の委託内容に新しい事業を組み込む提案を行政に行うことです。
これにより、新しい事業のスタッフの人件費を既存の委託費から捻出できる可能性があります。

b) 公的補助金・助成金:

新しい事業に関連する公的補助金や助成金を探すことも有効です。
地方自治体や中央政府、さらには国際的な団体からの補助金や助成金が存在します。

例えばフードバンク事業であれば、具体的な例としては、アメリカのフードバンク「Feeding America」があります。

彼らは企業スポンサーシップ、個人寄付、公的資金、そして各種助成金など、複数の収入源から運営費を捻出しています。

日本でも、「セカンドハーベスト・ジャパン」などの組織がフードバンク事業を行い、企業スポンサーシップや寄付、助成金などによって運営を行っています。

さらに、始めようとする新しい事業を行っている他のNPOや、似たような活動を行っている団体から学ぶことも有益です。

他の組織がどのように収益を上げているのか、または行政からどのように支援を受けているのかを調査することで、貴団体にとって最適な資金調達の方法を見つけることができます。(令和5年度)

Q115. NPO法人の新規立ち上げを予定しています。定款については、既存団体の内部規程で対応出来ますか？

A115. NPO法人の定款は、既存団体の内部規定ではカバーできない可能性があります。WEB上に様々な記入例があります(岡山県のホームページにも申請書類(案)がアップされています)ので、それらを参考に別途作成することが望ましいです。(2017年度)

Q116. 任意団体からNPO法人に切り替えるタイミング、変え時のようなものを、会計的観点から教えてください。

A116. NPO法人格を持たれば社会的信用が高まります。同時に、NPO法人会計基準に従い適切な情報開示も求められます。情報開示という責任を果たしつつ、団体活動の発展を促進したいと思うなら、そのときが変え時かと思えます。(2017年度)

Q117. NPO法人のメリットを教えてください。

A117. メリットは以下のような点が考えられます。資金面では、①営利法人と比較して設立資金が抑えられるメリットがあります。②収益事業を行わないNPO法人は、法人住民税の均等割りについて減免を受けられる場合がある(届出が必要な自治体もある)点などのメリットがあります。営業面では、①ノウハウに期待する公共機関が事業発注の際に、NPO法人を指定するなど事業に参加するチャンスが広がるメリットがあります。②社会的な信頼度の面から考えて、個人で活動するよりも、団体として活動をしているほうが事業を行いやすいメリットがあります。(2017年度)

Q118. NPO法人にすると、事務手続き等が煩雑になるイメージですが実際はどうですか？

A118. 事務手続き等は増えます。具体的には、自治体に事業報告や収支報告を書面にして提出する必要があります。また、営利活動には一般的な法人と同様、申告の手続きも必要です。これを「煩雑」ととるかは考え次第ですが、法人として、社会に存在しているのであれば、当然の仕事であると考えべきです。(2017年度)

Q119. カフェのようなものをNPO法人として作ることは可能ですか？

A119. カフェを作ることは可能です(カフェのようなもの？が何を指すのかはわかりませんが)。但し、NPO法人は活動することが許されている業種が法律で20種類に限定されています。その活動の中で、活動理念に合わせたカフェを収益事業として展開することは問題ありません。(2017年度)

Q120. 任意団体でスポーツを通じて青少年の育成に取り組む活動を10年近く行ってきましたが、完全ボランティアでの活動だった為、持続が出来なくなりました。法人化して資金協力や事業収入を得ながら活動を継続したいです。どのようにしていったら良いですか？

A120. 青少年の育成を維持、継続は提供側の理念です。まずは利用者が何を求めているか？を考えましょう。そのうえで、資金計画を検討しましょう。事業の立ち上げには様々な備品や活動資金が必要になります。資金の不足分を明確にしましょう。次に、利益計画を検討しましょう。経費を賄うには、どれくらいの収入が必要なのか？そのためには、どのくらいの資金協力や事業収入を得ればよいのか？を明確にしましょう。(2017年度)

Q121. 耕作放棄地の解消を目的とし、貸農園等を事業化することは可能ですか？

A121. 可能です。近年では全国で貸農園等を事業化する事例が増えているようです。ただ、そうした事例も、都心近郊の貸農園に限られる場合が多く、郊外や中山間地域においては利用者が集まりにくい状況です。事業化においては、どのような顧客に、どのような価値を提供するのかを徹底的に考え、独自性を考えるマーケティングの視点が欠かせません。(2017年度)

Q122. NPO法人の解散にあたり、団体で有している機材の有効活用について教えてください。

A122. 団体で所有している機材(残余財産)は、定款に定めている帰属先へ譲渡することになります。帰属先についての定めが定款にない場合は、国または地方公共団体に残余財産を譲渡することができます。法人の財産が有効に活用される譲渡先を事前に検討し、定款に定めておくことが大切です。(2017年度)

Q123. 理事が運営に全く参画せず、連絡も取れない。

A123. 何とか連絡を取り、①感謝→②方向性の明示→③期待→④質問をしてみましょう。

現状、本人への期待と本人がすべきだと考えていることにギャップがあると思われます。

これまでの参加に「感謝」しつつ、今後の団体の「方向性」を伝えましょう。そのうえで、本人への「期待」(方向性実現に向けて、どのような役割を期待しているか)を共有し、協力していただけるか「質問」してみましょう。この質問で相手がハイと言えれば殆どの場合良い方向に進みます。(2016年度)

Q124. 理事の協力者が代弁者となり経営に口を出してきて困っている。

A124. 有意義なアドバイスもあるかと思われます。その際は正式に理事になっていただくことを前提に、それまで少し待っていただくことをお伝えしましょう。悪意がある場合は、アドバイスには感謝しつつ、理事の役割を説明し、あとは理事の間で決定させていただく旨をお伝えしましょう。(2016年度)

【その他相談】

Q125. 定款にかかる第5条（事業）について、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ名称変更したことにより定款変更を予定しています。この変更について、認証が必要なのか、届出で良いのか教えてください。

A125. 定款第5条（事業）の変更は、認証事項になりますので、認証申請が必要です。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> にて確認ください。（2018年度）

Q126. NPO法人の役員変更について、就任承諾及び誓約書は原本を出しますか？謄本を出しますか？また、どこへ提出しますか？

A126. 役員変更は所轄庁へ届け出てください。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> にてご確認ください。

「就任承諾及び誓約書」は各役員から法人に対して提出された書類ですので、原本は法人で保管してください。所轄庁への届出の際には、謄本（原本をコピーしたもの）に代表者の原本証明があるものをご提出ください。また、代表権を有する理事に変更があったときには、2週間以内に法務局において登記を行う必要があります。法務局での手続きについては下記 URL からご確認ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3（2018年度）

Q127. これまで任意団体で芸術系の活動をしてきました。行政や企業とのコラボ話などもあったが、任意団体であることで実現しなかったこともあり、NPO法人化しようとの流れになりました。人数は10名程度おり、具体的な事業の構想も練られています。NPO法人がどのようなもので、これまでの任意団体と比べて何が違ってくるのか？

A127. NPO法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体として、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野においてその活躍が期待されています。

また、法人格の取得により、団体名義での契約締結や、土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができます。（2018年度）

Q128. 任期満了前に辞任した役員について役員変更届は要りますか？よく議事録とか書類を提出しても所轄庁から必要とないと言われるので。

A128. 「役員の変更等届出書」の提出が必要となるのは、就任（新任）、再任、任期満了・死亡・辞任・解任による退任、住所（居所）の異動、改姓又は改名などの変更があった場合ですので、「辞任」の際も届出が必要です。必要書類については、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> にあるとおりですので、議事録については必要書類ではありません。（2018年度）

Q129. 社員総会にて定款変更の了承を得ました。所轄庁への申請等、今後の流れを教えてください。①「顧問」役を設けたいが、役員欄へ追加してよいのか。②所轄庁は主たる事務所を岡山市、従たる事務所を総社市にする場合、岡山市になるのか。

A129. 定款変更の内容が、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> にある「認証事項」であるか、または「届出事項」であるかを確認し、それぞれの手続きをお願いします。認証事項の変更については、所轄庁が認証した後に定款変更が有効となります。不明点などがある場合は、所轄庁までお問い合わせください。

①については、「顧問」としてどのような役割を定款で規定するかについて、所轄庁までご相談ください。
②については、岡山市内のみで事務所がある場合の所轄庁は、「岡山市」となります。お尋ねのケースでは、岡山市と総社市に事務所があるので、所轄庁は「岡山県」となります（「所轄庁の変更を伴う」場合は認証事項、「所轄庁の変更を伴わない」場合は届出事項に該当）。（2018年度）

Q130. 事務所の移転に伴い手続きが必要ですが、倉敷市内での移転のため「倉敷市」までしか記載していない定款の変更は不要です。その場合、移転を決定するために総会を開いた方が良いのか、理事会で決定して良いのか。総会の権能は「運営上の重要事項」、理事会の権能は「その他運営で必要な事項」となっています。

A130. NPO法人は、地域や社会の問題解決を目的とし、また会員や利用者も地域の方々が多いことが想定されます。このため「どこ」で活動をするかは「運営上の重要事項」ですので総会での議決が必要と考えられます。（2018年度）

Q131. 役員変更の手续や監事の役割（職員との兼務禁止）について教えてください。

A131. 定款の権能にて規定している「役員を選任又は解任」を行う機関（総会又は理事会）において議決をし、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> にある通りの手続きを行ってください。

監事については、NPO法第18条及び第19条において規定されており、また定款にも同様の規定があります（標準定款第14条第4項及び第15条第5項）。監事の「職員との兼務禁止」については、業務執行する職員と執行状況を監査する監事が兼務すると、監事の職務執行の妨げとなることから禁止されています。

（2018年度）

Q132. 訪問介護の事業所を行っていましたが、事業を休止することとなりました。NPO法人も活動を休止したいが、休止することは出来ますか。また、その手続きを教えてください。

A132. NPO法人は、NPO活動を行うことを主たる目的とすることが前提の法人のため、NPO法には「休止」や休業に関する規定はありません。そのため、実際に事業を行っていない場合でも、NPO法で必要とされている手続き（事業報告書の提出、総会開催、役員変更、定款変更等）は、行っていただく必要がありますし、法務局での手続きも必要です。また、税務に関しては、「休業」等の届出が必要な場合があるので、該当機関で確認をしてください。（2018年度）

Q133. 総会の際の議事録署名人は予め決めておきますか？

A133. 定款にある議事録署名人についての規定に沿って行ってください。標準定款では、第30条第2項に、「その会議において選任された議事録署名人2名以上」となっています。（2018年度）

Q134. 現在は任意団体で自由に話し合える場としてサロン活動していますが、一般社団法人を設立して公益性を高めたいです。また、NPO法人との違いを教えてください。

A134. 根拠となる法律の違いもありますが、NPO法人では、NPO法別表の20の活動分野に該当（（一社）は制約なし）、社員10人以上（（一社）は2名以上）、登記費用等の設立費用無料（（一社）は有料）などの違いがあります。また、NPO法人は、所轄庁の認証がないと設立登記が行えません。設立後においても、所轄庁に対して、NPO法で規定されている事業報告書の提出、役員変更、定款変更の手続きなどが必要です。（2018年度）

Q135. 所轄庁とは何ですか。

A135. 内閣府Q&A（1-4-1）を参照してください。

Q136. 設立時の人数は何名必要ですか？常駐でないといけませんか？

A136. NPO 法第 15 条及び第 10 条第 1 項第 3 号の規定により、理事が 3 名以上、監事が 1 名以上、また、社員（正会員）として 10 名以上が必要です（理事・監事は社員を兼ねることが出来ます）。常勤（常駐）・非常勤は問いません。（2017 年度）

Q137. NPO 法人の解散手続きについて教えてください。

A137. 社員総会で解散の決議をした後、法務局で解散登記、官報への公告等を行う必要があります。

解散登記後には、所轄庁へ解散届出書等を提出してください。また、清算終了登記後には、所轄庁へ清算終了届出書等の提出も必要です。詳しくは、特定非営利活動法人の手引き（設立・管理運営編）又は下記 URL を参照してください。

<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/387836.pdf> (2017 年度)

Q138. NPO 法人設立後、毎事業年度の事業報告等の他に、所轄庁とはどのような場面で接点がありますか。

A138. 所轄庁への必要な手続きとして、毎年の事業報告書の提出の他に、役員変更（再任含む）時、定款変更時に手続きが必要です。これらは、NPO 法で決められている手続になりますので、必ず行ってください。手続に必要な様式は、下記 URL の「各種手続様式」から入手できます。

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-79761.html> (2017 年度)

Q139. 所轄庁では、NPO 法人の活動内容や運営に対して、どのような協力をしてくれますか。

A139. 所轄庁では、手続のアドバイスや提出書類の事前確認などを行っています。不明なことがあれば、お問い合わせください。

ゆうあいセンターでは、NPO 法人のためのセミナーや、資金調達のための説明会&相談会を開催したり、法人運営時に生じる疑問を専門家にメールで相談できます。また、補助金・助成金情報が HP 上で閲覧できますので、法人の事業推進にお役立てください。各種ボランティアの情報提供や、貸事務所事業なども行っています。詳しくは、下記 URL からご確認ください。

<http://youi-c.okayama-share.jp/seminar/index.html> (2017 年度)

Q140. 登記のことについて教えてください。

A140. NPO 法人の各種登記は法務局での手続になるので、法務局にお問い合わせください。登記時に必要となる様式などは下記 URL から入手できます。また、相談は予約制となっていますので、事前に電話（岡山地方法務局法人登記部門 086-224-5715）で予約をしてください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3 (2017 年度)

Q141. NPO 法人として設立認証されたが、登記をするのが遅くなり 6 ヶ月過ぎてしまった。

A141. 内閣府 Q & A 2-1-5 参照

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-tetsuzuki#Q2-1-5>

法人の設立が成立するのは、設立の登記を行ったときです。上記内閣府 Q & A のとおり、設立の認証の通知があった日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において登記をすることとされており、この期間を過ぎた場合には、過料が科せられることがあります。

また、6 か月間登記を怠った場合には、NPO 法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁が設立認証を取り消すこともあります。なお、設立の認証があった日から 6 か月を経過しても登記をしない場合には、当該認証の

通知をもつての設立登記ができなくなります。

法人の設立を成立させるためには、所轄庁へ別途「現存証明書」の交付申請を行い、交付された現存証明書を設立登記の添付書類とし、設立の登記を行ってください。(2016年度)

Q142. 定款の変更に際し、認証申請と変更届を同時に提出できるか。

A142. 内閣府Q&A(2-2-8)を参照してください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-teikan#Q2-2-8> (2016年度)

Q143. 代表を含め4人の理事で運営しているが、代表が3人を辞めさせるため、多数の正会員を入会させ臨時総会を開催するようだ。なんとか止めたい。

A143. NPO法第11条の規定により、特定非営利活動法人の定款には、社員の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項など、14の必要的記載事項を規定しなければならないこととされているため、法人の定款には、会員の入会手続きや、役員の選出方法、総会の開催方法等の規定が、必ず設けられています。法人の運営は、定款に基づいて行われるので、まずは貴法人の定款の記載内容をご確認ください。(2016年度)

Q144. 役員報酬は無報酬で設立しましたが変更したいと思います。手続きを教えてください。

A144. 定款で定めた通りの方法で(総会で決めるのか理事会で決めるのか等)役員報酬の変更を行い、役員名簿の報酬の有無の欄を訂正して所轄庁に提出してください。

また「報酬」とされるものに源泉が課税されます。給与としての処理が必要となります。役員報酬は定期同額でない損金に算入することはできません。

Q145. 初めての事業年度末を迎える。何をしたらよいのか。

A145. 毎事業年度終了後、NPO法人は事業報告書等を作成し、事務所での備置き及び所轄庁への提出を行うとともに、組合等登記令第3条第3項による資産の変更登記、貸借対照表の公告(平成28年NPO法改正第28条の2関係)を行う必要があります。(2016年度)

その他のご質問はゆうあいセンターホームページのトップページ
「専門家メール相談フォーム」からお送りください。

<http://goo.gl/DTm7Hg>

